

農林水産省政策評価結果の概要

(平成17年度政策の実績評価結果)

平成18年7月

農林水産省

目 次

評価に当たっての基本的考え方

1 農林水産省政策評価の背景	1
2 農林水産省政策評価の基本的考え方	2

平成17年度政策の評価の実施方針

1 評価の実施	5
2 政策評価の実施方針	7

平成17年度政策の実績評価結果の概要

農林水産省政策評価会委員による意見の概要

平成17年度政策の政策評価結果の要旨

別紙1 政策分野一覧	
別紙2 農林水産省政策評価会委員名簿	
別紙3 農林水産省政策評価会の開催経緯	

評価に当たっての基本的考え方

1 農林水産省政策評価の背景

我が国の行政において、国民合意の下、情勢の変化に対応した効率的で質の高い政策を実施していくためには、客観的な基準の下に政策を評価し、その結果を政策の企画立案に反映させることが重要である。また、行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底し、国民に対して政策の目的や効果を定量的・客観的に明らかにすることにより、政策の透明性を高め、行政に対する国民の信頼性を向上していく必要がある。

このような考え方の下、平成13年1月の中央省庁等の再編に伴い、政策評価制度が全省庁に導入され、農林水産省においても、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「政策評価法」という。）及び同法に基づき策定された「政策評価に関する基本方針」に基づき、「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」を策定し、政策評価を実施している。

今般、政府は、政策評価法の施行後3年を契機に政策評価制度の必要な見直しを行い、政策評価の重点化・効率化等を図るため、政策評価に関する基本方針を改定した（平成17年12月16日閣議決定）。これを受けて、農林水産省においても、農林水産省政策評価基本計画等を改定した。

本政策評価は、農林水産省の施策全般について、目標の明確化と達成度の評価を行い、それを次年度の政策立案にスムーズに反映させるシステムを作ることで、職員の意識改革を図り、行政の効率性を高めると同時に、その評価プロセス及び結果を国民に公表することにより、透明性の高い行政を目指すものである。本政策評価は、政策評価に関する基本方針において示されている「実績評価方式」、「総合評価方式」及び「事業評価方式」のうちの「実績評価方式」に基づく評価を対象としている。

「政策評価に関する基本方針」において示されている評価方式

実績評価	行政分野全般にわたる主要施策を対象に、あらかじめ目標を設定し定期的にその目標に対する実績を測定。
総合評価	様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとめを対象に、時々の重要課題に対応して選択的かつ重点的に実施。
事業評価	公共事業、試験研究など個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、個々の事業ごとに事前、期中、完了後に評価・検証。

2 農林水産省政策評価の基本的考え方

農林水産省政策評価は、政策の実施の結果、国民に対して実際どのような成果がもたらされたか（アウトカム）を評価する観点から、一定の目標に対する達成度を測ることにより、「企画立案(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」のサイクルを確立することで、職員の意識改革を進め、消費者、農林漁業者を含めた国民全体の視点に立った成果重視の行政、国民への的確な情報提供による透明性の高い行政の実現を目的としている。

このため、農林水産省は、以下の点を基本として評価を実施している。

（1）アウトカムに基づいた評価の実施等、基本的な考え方

評価の実施に当たっては、以下の事項を基本として評価を行うこととする。

どれだけの施策を行ったか（アウトプット）ではなく、できる限り施策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた政策評価を基本として行う。

（注）例えば食生活指針の広報活動を例にとれば、施策の一環として配布されるポスターやパンフレットの数量は「アウトプット」であるが、広報により国民の食生活に対して生じた影響が「アウトカム」である。

全政策分野について、基本的に定量的な目標、目標年度等を設定した上で、毎年度、前年度の効果について評価を行い、Plan、Do、Check、Actionのサイクルを省内全体に徹底することとし、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。

職員の意識改革をより有効に図るため、自己評価を基本とし、第三者からなる「農林水産省政策評価会」（以下「政策評価会」という。）の意見を聞くことにより客観性等の確保を図る。また、政策評価会に用いた資料、政策評価会の議事及び議事録等の公開を徹底し、透明性を確保する。

評価結果については、単に達成度の数値の高低に拘泥することなく、より有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。

我が国においては、未だ政策評価の実施手法が確立されていないことにかんがみ、政策評価については、試行錯誤を恐れずに評価を実施し、よりよい内容に改めていく。

（2）食料・農業・農村基本法等に基づいた政策分野・目標設定及び政策の体系化

農林水産省が行う施策の基本理念や施策の基本方向は、食料・農業・農村基本法、

森林・林業基本法及び水産基本法により明らかにされていることから、農林水産省は、国会の議決や閣議決定を経て正式に決定されたこれらの基本法・基本計画に基づいて政策評価を行うこととしている。

また、農林水産政策全体の意図や評価の結果を国民によりわかりやすく説明するとともに、政策分野間、目標間の関連や位置付けの明確化を図る観点から、農林水産省の任務、16の政策分野とこれに関連する政策手段を体系化して評価を行っている。
(別紙1参照)

食料・農業・農村関連では、食料・農業・農村基本法に基づき平成17年新たな食料・農業・農村基本計画(平成17年3月25日閣議決定)が策定され、27年度までの計画期間で関係者が取り組むべき食料消費及び農業生産における課題を明らかにし、計画期間内においてこれらの課題が解決された場合に実現可能な水準が食料自給率目標として設定されている。その上で、食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という基本法の4つの基本理念の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進していることから、本基本計画等に基づき政策分野に目標値を設定している。

森林・林業関連では、森林・林業基本法に基づき策定された森林・林業基本計画(平成13年10月策定)等において、計画期間における関係者が取り組むべき課題を明らかにし、これらの課題が解決された場合に22年度、32年度における実現可能な森林の有する多面的機能の発揮に関する目標、22年度における実現可能な木材の供給量及び用途別の利用量の目標が設定されている。その上で、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保という基本法の基本理念の実現を図るため、森林・林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進していることから、本基本計画等に基づき政策分野に目標値を設定している。

水産関連では、水産基本法に基づき策定された水産基本計画(平成14年3月策定)において、24年度までの計画期間での関係者が取り組むべき漁業生産及び水産物消費における課題を明らかにし、計画期間内においてこれらの課題が解決された場合に実現可能な水準が水産物の自給率目標として設定されている。その上で、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という基本法の基本理念の実現を図るため、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進していることから、本基本計画等に基づき政策分野に目標値を設定している。



平成17年度政策の評価の実施方針

1 評価の実施

平成17年度政策の評価に当たっては、農林水産施策の意図や評価結果を国民によりわかりやすく説明するとともに、政策分野間の関連や位置付けの明確化を図る観点から、農林水産省の任務、16の政策分野とこれに関連する政策手段の体系を再構築した。その結果、原則としてすべての農林水産施策を対象とする16の政策分野（農政12、林政2、水産行政2）について目標を設定し、その達成度で評価することとした。

また、これを補完するものとして、個々の政策手段（予算事業等）を対象に、その必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を行う政策手段別評価を実施することとした。その際、実績評価の達成ランクが2年連続「C」となった政策目標に係るもののほか、これまで対象としていなかった政策手段の中から各局庁が指定したものを含め、21の政策手段について評価を行った。（これは、実績評価は政策分野ごとに目標値を設定してその達成度合を把握することを目的としているが、各政策分野には数多くの政策手段が講じられていることから、実績評価のみでは政策の効果を把握する上では不十分であったことによるものである。）

政策分野ごとの実績評価については、

政策分野主管課が、関係課と調整の上、各政策分野ごとの目標値に対する実績値及び達成状況、その要因分析、改善・見直しの方向等を記載した「政策評価結果書」を作成、

各局庁の政策評価担当課が、記載が妥当か審査した上で、政策分野全体についての総合的な所見を「政策評価結果書」に記入し、

政策評価総括組織としての大蔵官房企画評価課が、
を審査した上で所見を付する

ことにより実施した。

また、政策手段別評価については、各局庁の事業主管課及び政策評価担当課が、各所管事業について、必要性、有効性、効率性等の観点から自己評価を行い、大蔵官房企画評価課は、事業主管課が行った評価を審査の上、所見を付することにより評価を実施した。

（注）政策評価の観点として、各政策分野に対する実績評価については、評価手法の特性から、政策評価に関する基本方針で示されている観点のうち、必要性、有効性を中心に評価を行った。また、政策手段別評価については、必要性、有効性、効率性の観点から評価を行った。

- ・必要性：政策の目的が国民や社会のニーズ又は基本法・基本計画に照らして妥当か、国と地方の行政関与の在り方からみて国が担う必要があるか等
- ・有効性：事業実績を基に、政策目標に対する成果（アウトカム）が得られているか等
- ・効率性：費用に見合った政策効果が得られているか、コスト縮減が図られているか等（効果とコストを考慮した実施主体の妥当性を含む）

実績評価における評価実施主体等

区分	評価実施主体	評価内容	作成する評価資料
第1段階	政策分野主管課	評価に必要な情報を集めて達成状況に対するコメントを行う。	「政策評価結果書」
第2段階	各局庁の政策評価の総括を行う政策評価担当課	政策分野主管課から提供された情報を審査した上で評価を実施する。	「政策分野全体についての総合的所見」
第3段階	政策評価総括組織（大臣官房企画評価課）	第1、第2段階の評価を審査して評価の所見を付する。	「政策評価総括組織の所見」

さらに、このようにして進められた政策評価結果は、中立性、透明性及び客觀性の確保、多様な意見の反映等を図るため、学識経験者、消費者、農林水産業現場関係者からなる政策評価会を開催し、議事を公開しつつ、意見を求めた。（メンバーは別紙2、開催経緯は別紙3参照）。

以上の政策評価結果について、18年7月14日、農林水産省として取りまとめ、公表したところである。なお、決定した政策評価シート、政策評価結果その他の政策評価に用いた資料（関連データを含む。）第三者の意見は、農林水産省ホームページ等で公表した(<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/hyoka1.htm>)。

なお、本評価結果の政策への反映過程については、政策評価総括組織である大臣官房企画評価課は、評価結果を決定後、予算、法令等の調整部局に通知し、各政策分野や各事業の担当課等においては、評価結果を予算、法令、組織等に反映させるべく検討を行うこととしている。

2 政策評価の実施方針

17年度政策の実績評価の実施に当たっては、以下の方針により、評価を実施した。

(1)「食料・農業・農村基本計画」等に即して設定した定量的な目標に対する達成度による評価を行う。

政策評価の客観性を確保するため、食料・農業・農村基本計画等に即して設定した定量的な目標に対する達成度により評価を行った。

なお、指標によっては、天候等の外的要因により達成度が大きく変動し、政策効果を適切に反映しない、政策目標の一部分の達成度を示す指標であるため、当該指標の達成度のみを目的とした施策を行った場合かえって国民の利益を損なう、達成度の高低が政策の必要性と必ずしも一致しないなどの問題があると考えている。

こうしたことから、定量的な目標の設定を基本としつつも、数値目標に馴染まない分野では、定性的な目標について複数の指標を用いて多角的に評価する方法も追加した。

その際、既に述べたように、達成度の高低に拘泥することは本政策評価の意図するものではなく、より有効な改善方向の提示に資する観点から、指標の限界を十分に認識しつつ、達成度の背景にある要因について十分な分析を行うことが重要であるとの考えに基づいて評価を実施した。

(2)アウトカム・ベースの評価を行う。

事業計画の進捗度等従来行われてきた施策のアウトプットによる評価を行った場合、有効性がない施策であっても単に執行量を増加させることによって達成度を高めることができとなり、行政の有効性・効率性を高めるという政策評価の目的を損なうことになりかねないことから、農林水産省の政策評価の実施に当たっては、アウトカムを重視した評価を行うことを旨として実施した。

(3)施策実施年度を調査時点とするデータにより評価を行う。

Plan、Do、Check、Actionを新しい政策立案過程として徹底することを目的とするためには、17年度のデータに基づき、常に現在の施策の効果を把握しつつ、評価を行う必要があるとの考えに基づき、評価を実施した。

具体的には、当初定めた政策評価シートの政策目標に関する統計数値が入手困難な場合、

業務データ等を活用し、一定の誤差を検証しつつ、政策目標のデータを推計する

政策目標と同様の政策効果を測定すると考えられる代替指標等を用いて、食料・農業・農村基本計画等の記述に基づいた達成度を測る

ことにより評価を実施した。

(4) 主要な政策手段については、アウトプットを明記する等、効果の把握に努める。

政策目標に対する個々の政策手段の貢献度を定量的に計測することは、現時点ではその手法からみて困難であるが、政策の必要性・有効性・効率性に関する分析や今後の改善方向に関する検討について、国民の理解を容易にするため、可能な限り個々の主要政策手段について、アウトプットを明記した。

農林水産省政策評価会委員名簿

(五十音順、敬称略)

今 村 奈良臣 東京大学名誉教授

合瀬 宏毅 日本放送協会解説委員

工藤 裕子 中央大学法学部教授

立花 宏 社団法人 日本経済団体連合会専務理事

田中 一昭 拓殖大学政経学部教授

永石 正泰 元福島県農林水産部総括参事、
JA福島中央会技術常任参与

長谷川 朝 恵 消費生活アドバイザー

農林水産省政策評価会の開催経緯

18年1月31日 第1回政策評価会

政策評価の見直しについて

18年3月 7日 第2回政策評価会

総合評価に関する意見交換

18年5月 26日 第3回政策評価会

平成17年度政策の政策評価結果に関する意見交換

18年6月 9日 第4回政策評価会

平成17年度政策の政策評価結果に関する意見交換

18年6月 29日 第5回政策評価会

平成17年度政策の政策評価結果に関する意見交換

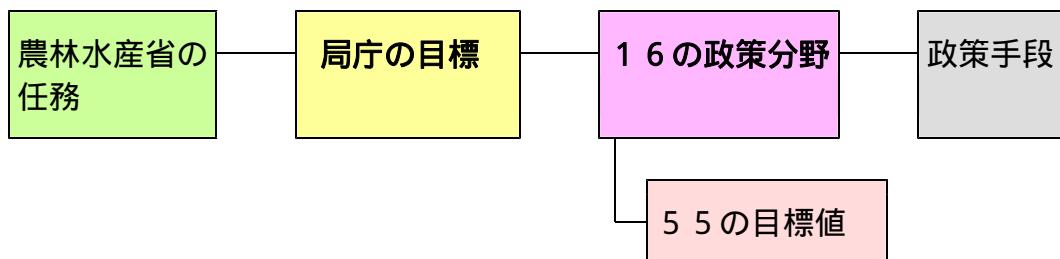
このほか、各局庁において事前評価や関係施策の評価に関する検討を行うため、各局庁専門部会を開催した。(開催経緯等については農林水産省ホームページで公表している。)

平成17年度政策の実績評価結果の概要

1 平成17年度政策の評価結果の概要

農林水産省は、前述の基本的な考え方、評価の実施方針に基づき、以下のとおり、農林水産省の任務、局庁の目標、16の政策分野（55の目標値）政策手段という政策評価体系を構築した上で、17年度政策の評価を実施し、その結果を公表した。その概要は、以下のとおりである。（各政策分野及び政策手段別評価結果要旨については、平成17年度政策の政策評価結果（実績評価、政策手段別評価）要旨を参照）

[農林水産省における平成17年度政策の政策評価体系]



達成状況からみた評価結果の全体像

農林水産省の政策評価においては、目標の明確化とそれに対する達成度の評価を基本としていることから、評価結果の全体像を把握するために、各局庁の下で設定されている各政策分野の目標値の達成ランクを集計したところ、以下のとおりとなった。

ただし、このような達成ランクを単純に集計して比較することについては、目標に対する達成度の数値の高低に拘泥する危険性があるため、個別の政策分野別の評価に当たっては、十分な要因分析を行うことに努めている。

政策評価体系	達成ランク別目標値の数					
		A	B	C	-	(注)
主要食糧の需要の安定を図るとともに、食品産業の健全な発展を図り、食料の安定供給を確保する。	2政策分野	4	1	0	0	0
消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立するとともに、望ましい食生活の実現を図る。	2政策分野	7	0	0	0	0
我が国の特色を活かし、需要に応じて新鮮で高品質な農産物を合理的な価格で、安定的かつ持続的に供給できる体制を確立する。	2政策分野	4	1	0	1	3
効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する。	2政策分野	5	1	0	0	0
農業・農村の整備・保全を推進するとともに、農村の経済の活性化や都市との交流等を促進し、農村の振興を図る。	2政策分野	5	1	1	0	0
森林の多面的機能の発揮を図るとともに、それに重要な役割を果たす林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。	2政策分野	3	5	0	0	0
水産物の安定供給体制の整備を図るとともに、それに重要な役割を果たす水産業の健全な発展を図る。	2政策分野	3	3	1	1	0
世界の需給の安定に貢献するとともに、我が国の農林水産物等の輸出を促進する。	2政策分野	1	4	0	0	0
計	16政策分野	32	16	2	2	3

(備考)

- 達成ランクについては、「農林水産省政策評価基本計画」に基づき、定量的な目標を設定したものについては、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとした。なお、150%を超える達成度となったものについては、過剰な達成による負の影響がないことが明らかなものを除き、達成度によるランク分けを行わないこととした。
- 定性的な目標を設定し評価したものについても、企画評価課がその結果や評価内容により「概ね有効」をA、「有効性の向上が必要である」をB、「有効性に問題がある」をCの基準に当てはめて集計した。
- 達成度合いによるランク分けを行わず、「-」と表記した2の目標値の内訳は以下のとおりである。
 - 150%を超える達成度合いとなったためランク分けを行わなかったもの 0
 - 予め定めた基準による評価が適当でないと考えられランク付けを行わなかったもの 2
- 達成ランクの欄の(注)は、現段階において統計データが取りまとめられていない目標値の数である。今後、統計データが取りまとめられ次第、達成ランクが追加され、最終的には達成度合のランク分けを行わないこととした2の目標値(上表の「-」にあたるもの)を除く53の目標値について達成ランクが明らかになる。

政策評価結果の一覧

注1 基準値及び目標値の欄の()数字はその対象となる年度である
注2 黒字=定量的目標(①)／白又キ字=定性的目標(②)

分野名	指標	基準値	目標値	17年度実績	ランク
食品産業の競争力の強化					
① 国内農業者等と契約による原料調達を行っている食品製造業者(事業所)の割合		48.9%(16末)	60%(22)	55.5%	A
② 卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピューティング、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化 ② 労働生産性の向上等に関する指標値が実績を上回るかどうかを基本としつつ、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に判断する				達成状況 食品流通の効率化については基本的な指標をみると、食品卸売業では労働生産性の向上がみられたが、食品小売業では労働生産性の向上がみられなかった	
主要食糧の需給の安定の確保					
① 不作時(作況98以下)においては消費者への主食用等供給量(平成17/18年の需要量853万トン)の確保				—	
① 平常時・豊作時(作況99以上)においては市場のニーズに応じた買入、売渡を通じた備蓄運営の円滑な推進				達成状況 計画通りに進捗しており、所期の目標は達成すると見込まれる	
② 農業者や産地が、需給・価格情報等の市場のニーズを踏まえ、自らの販売戦略に即して行う需要に応じた売れる米づくりへの取組の進展や意識改革の状況 a.都道府県・地域段階における生産目標数量の配分要素 b.情報提供の体制 c.需要に応じた米づくりの取組状況 d.流通の多様化が進むこと e.豊作時における、過剰米が出来秋に適切に区分出荷されること 評価にあたっては上記のa～dの視点を基本とし、豊作時においてはeの取組状況を加味して、総合的に評価を実施する				所期の目標は達成している	
③ 小麦の需要と生産のミスマッチ率を基準値より低減する		13.6% (14～16の平均)	基準値より低減	10.6%	A
食の安全及び消費者の信頼の確保					
① 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された換算許容量を超えないレベルに抑制する				達成状況 目標は達成している	
② 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする				目標はほぼ達成している	
③ 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする				目標は達成している	
④ 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する				目標は達成している	
⑤ 不適正表示率の削減		25.3%(15)	20.0%(20)	14.8%	A
望ましい食生活の実現に向けた食育の推進					
① 一般消費者の「食事バランスガイド」の認知度		20%(17)	50%(22)	26%	A
① 【参考指標】「食事バランスガイド」を認知している人のうち、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合		10%(17)	60%(22)	41%(17)	
② 食育推進ボランティアの延べ活動日数		19,836人(16)	40,000人(22)	37,335人	A
国産農畜産物の競争力の強化					
① 米の生産コスト低減	17.4千円/60kg (15)	13.0千円/60kg (27)		集計中	
② 大豆の生産コスト削減	23.3千円/60kg (15)	17.2千円/60kg (27)		集計中	
③ 生乳の労働費低減	2,111円/100kg (15)	1,689円/100kg (27)	1,975円/100kg	A	
④ 肉用牛の労働費低減	11,742円/100kg (15)	9,394円/100kg (27)	11,339円/100kg	A	
⑤ 飼料作物の生産費用低減	47.4円/TDNkg (15)	33円/TDNkg (27)	46.0円/TDNkg	B	
⑥ 加工適性が高い等良品質な麦の新品种の作付面積のシェア(都府県)	12.1%(16)	30.0%(22)	14.9%	A	
⑦ 指定野菜の(ばれいしょを除く)加工用向け野菜の出荷数量	655,987t	前年を超えること(17)		集計中	
環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換					
① 持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数(エコファーマー)	47,766件(15)	100,000件(21)	98,875件	A	
② 地域環境保全型農業推進方針策定市町村率	47%(15)	63%(22)	52.8%	—	
意欲と能力のある担い手の育成・確保					
① 農業経営改善計画の認定数	22.8万経営体 (16末)	30.8万経営体 (21)	24.6万経営体 (速報値)	A	
② 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積	228.9万ha(16 末)	250万ha(21)	231.5万ha (推計値)	B	
③ 新規就農青年数の確保	12千人/年	12千人/年	12.1千人 (推計値)	A	
担い手への経営支援の条件整備					
① 担い手に対する技術等の普及に係る普及指導センターの目標達成割合	100%	100%	95%	A	
② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 a.組合員に十分なメリット還元する事業運営の推進 b.農協合併の促進及び組織運営体制の整備 c.信用事業の健全性の確保 d.共済事業の健全性の確保 上記のa～dの指標を踏まえて総合的に評価を実施する		達成状況 分野の施策全体としては、効果があった			
③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用 災害発生時において早期に共済金の支払いをすること		分野の施策全体としては、効果があった			

分野名	指標	基準値	目標値	17年度実績	ランク
農地・農業用水等の整備・保全					
① 優良農地の確保・保全	優良農地の減少傾向に歯止めをかける 被害の発生するおそれのある農用地を減少させる	407万ha(16) 延べ100万ha(14)	405万ha(21) 延べ76万ha(19)	407万ha 85.9万ha(推計値)	A
② 基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合の増加	20ポイント(各年度)	20ポイント(各年度)	19ポイント	A	
	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的な農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する	-	各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保	9,158km	A
④ 津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長	津波・高潮	3.5万haに減少(14)	2.2万haに減少(19)	2.73万haに減少	A
	地震	8,200haに減少(14)	6,700haに減少(19)	7,200万haに減少	
	海辺の再生	40kmに増加(14)	53kmに増加(19)	47.6kmに増加	
都市との共生・対流等による農村の振興					
① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興				49%	C
② 中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持	農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数	2,300万人泊(15)	3,000万人泊(21)	1,820万人泊(暫定値)	
	都市的地域における市民農園の区画数	11.8万区画(15)	15万区画(21)	12.1万区画(暫定値)	
③ 景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現	485万円(16)	485万円(21)	485万円(暫定値)	A	
	景観農業振興地域整備計画の策定数	-	50地区(21)	-	
	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率	39%(14)	52%(19)	45.0(暫定値)	
	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度	-	100%(各年度)	84.8%	
森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮					
① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進			100%(各年度)	104%	A
② 海外における持続可能な森林経営への寄与度	【(ア)水土保全機能】育成途中有る水土保全林(土壤の保持や保水機能を重視する森林)のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる	63%(15)	66%(20)	62.79%	
	【(イ)森林の多様性】針広混交林(針葉樹と広葉樹との混交林)などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる	31%(15)	35%(20)	33.17%	
	【(ウ)森林資源の循環利用】育成林(人手により育成・維持される森林)において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる	8億4千万m ³ (15)	9億6千万m ³ (20)	8億9千万m ³	
③ 5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる:5万2千集落(平成20年度)	-	100%(各年度)	90%(見込値)	A	
④ 保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる都府県の割合:100%(各年度)	-	100%(各年度)	67%(見込値)	B	
⑤ 森林内での自発的な活動への参加団体数増加:1,600団体(平成18年度)	1,165団体(15)	1,600団体(18)	1,451団体(見込値)	B	
⑥ 山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ全国的な視点から総合的に有効性の判断をする			達成状況		
			一定の有効性は認められる		
林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進					
① 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。	2,400(12)	2,800(22)	2,500(推計値)	B	
② 地域材の供給・利用量を拡大する。	19,055千m ³ (12)	25,000千m ³ (22)	18,238千m ³ (見込値)	B	
水産物の安定供給の確保					
① 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保	1,904千トン(13)	2,016千トン(18)	1,935千トン(速報値)	-	
② 資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	-	100%確保(各年度)	67%	B	
③ 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大	-	70魚種、47協定(各年度)	75魚種、49協定	A	
水産業の健全な発展					
① 新規漁業就業者数の確保	1,500人(各年度)	1,500人(各年度)	1,218人	B	
② 漁業経営改善計画の認定者数の確保	67経営体(14)	375経営体(18)	218経営体	B	
③ 消費地と产地の価格差の縮減	-	4.00倍以内確保(各年度)	4.47倍(暫定値)	C	
④ 汚水処理人口普及率	18%(11)	40%(18)	37%(推計値)	A	
⑤ 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	約6千ha(14)	5千haに削減(19)	5,405千ha	A	
食料・農業・農村に関する国際協力の推進					
① 飢餓、貧困の削減への貢献	-	100%(各年度)	80%	B	
② 地球環境保全への貢献	-	100%(各年度)	80%	B	
③ 我が国の農業政策への理解の促進	-	100%(各年度)	78%	B	
④ 突発的・大規模な問題への適切な対応	-	100%(各年度)	83%	B	
農林水産物・食品の輸出の促進					
① 農林水産物・食品の輸出額を倍増	2,954億円(16)	6,000億円(21)	達成状況 3,310億円 平成16年に比べ17年は 12.1%の増加		

農林水産省政策評価会委員による意見の概要

政策評価の客觀性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るために、第三者委員7名からなる政策評価会を開催した。

平成17年度政策の評価に関しては、3回にわたり政策評価会を開催し、農林水産省が行った政策評価結果、政策評価の手法など政策評価全般について議論し、意見や助言等を頂いた。会議はすべて公開で行い、議事録は農林水産省ホームページにより公開しているが、主な意見は次のとおりである。

なお、個別の政策分野及び政策手段に対する意見については、評価会における意見交換を通じて理解を求めるとともに、政策評価の客觀性の確保、多様な意見の反映、評価手法の向上のための意見として活用し、評価書への反映に努めた。

また、今後の政策評価の見直しに当たっては、政策評価全般に関する意見も踏まえて検討することとしている。

評価全般に関する意見

- ・ 評価結果が一覧できるような表を作れば見やすいものになる。
- ・ 概要にも委員の意見を示したらどうか。その際、発言のとおりでなく、要旨でよいし、類似の意見はまとめた方がよい。
- ・ C評価となったものでも、実績の散らばりなどの分布というような質的側面の分析をするとともに、実施主体や地域による違いなど中身（質）の分析が必要である。
- ・ C評価となったものは、すぐに廃止すればよいというものではなく、予算の過不足、有効な手段の有無、組織的な問題等の観点から、より分析を深めることが重要である。
- ・ 政策の達成状況を測るためのデータや資料の工夫をお願いしたい。既成の統計データだけでは事業の進捗度や成果が十分に説明できない場合には、新たに指標を開発してデータを収集するべきである。さもなければ、たとえ相当の努力をしていても、まったく評価されないことになりかねないと考えるからである。新規のデータ収集にはコストがかかるかもしれないが、国民に対する説明責任という観点から積極的に取り組んで欲しい。

政策一般に関する意見

- ・ 農林水産業の扱い手問題についていろいろ議論されているところであるが、外国人の活用についても視野に入れて施策を検討すべきではないか。

各政策分野及び各政策手段の評価に関する意見

【食品産業の競争力の強化】（政策分野）

- ・ 目標について事業者の割合で6割と設定しているが、中小企業もあれば大企業もある。事業所の数（割合）を目標とするより、生産額の割合などの指標でみたほうがよいのではないか。

- ・ 「食品産業の競争力」という場合、契約取引を行っている事業者の割合だけでなく量も考えないと重みが分からぬのではないか。また、国内農産物のコストが高ければ、食品産業の競争力強化にはならないわけで、政策とその指標について違和感が否めない。
- ・ 国産農産物の受け皿として地場産業を支援することも大事であるが、今後「21世紀新農政2006」の東アジア食品産業共同体構想の展開などを考えると、食品産業を一括りで考えるのではなく、きめ細かく見ていく必要があるのではないか。
- ・ 食料産業クラスターなどの施策の最終的な目的が食料自給率の向上にあるとすれば、国産農産物の利用にどう結びついているかということを評価することが重要である。
- ・ 地場産業が活性化しても、一方で原料の輸入が増えているような状況もある。本来の食料自給率を上げるという最終的な目的から考えると、このような評価の仕方が良いのか。
- ・ 「食品産業の競争力の強化」を目指すための指標としてコストのみをとりあげて評価することは適切か。コストを少々下げたところで中国などとの競争力は比較にならないのではないか。この分野を代表する目標として、連携の促進と流通の効率化が掲げられているが、「食品産業の競争力の強化」というテーマとどう結びつくのか。直接関係するとは思われない。
- ・ 連携の促進については、生産者と小売業者の間の流通の問題というより、そもそも消費者の嗜好などマーケット自体の問題ではないか。
- ・ 電子タグの取組が進んでいること自体はよいが、流通の効率化が国際競争力とどのように結び付くのかがよく分からぬ。流通過程の効率化の指標だけをとっていることに問題があるのではないか。
- ・ 流通過程の効率化を考えるに当たり、4～5年前、統計情報部で調査してもらったことがあるが、消費者が100円で購入する場合の農家の手取りは、卸売市場を経由する場合はたしか平均28円であったのに対し、最近私が調べたデータでは直売は平均85円ぐらいで、インショップでやっているところでも平均65円前後であった。こういう観点から包括的なデータを調べてもらいたい。

[物流管理効率化新技術確立事業] (政策手段)

- ・ 電子タグの取組はいいのだけれども、そのコストが高いと聞いた。コストが下がらなければ生産サイドの経営環境にも影響がある。

【食の安全及び消費者の信頼の確保】(政策分野)

- ・ 国家公務員の削減が検討されている状況にあるが、一方で輸入農産物が増加している状況にあり、今後とも国として食品安全行政を充実強化させる必要があると思う。
- ・ 化学物質についてはデータの蓄積がなければ評価できないことだが、消費者としてはできるだけ早くデータを蓄積してほしいので、他省庁や他機関の集めたデータの活用が重要である。
- ・ 食品安全行政は多岐にわたるものであり民間委託等役割分担をせざるを得ない。調

査を委託したもの等について、的確なチェック体制を確保することが重要である。

- ・ カドミウム以外の類似の化学物質の調査(追究)についてはどのような状況か、今調査されている物質にはどのような化学物質があり、どのような状況にあるのか、国民に周知することが重要である。
- ・ 安全にはコストがかかることを国民に認識してもらうことも大事。理解の醸成を行う体制が必要である。

【国産農産物の競争力の強化】(政策分野)

- ・ 契約による原料調達事業者は増えているのに、野菜の加工向け出荷数量は減っている。加工向け出荷数量が増えないとおかしいのではないか。
- ・ 労働生産性を上げるために酪農家はかなり設備投資をしているが、事業体としての経営環境についてもよく状況を把握する必要があるのではないか。
- ・ 国際競争力の強化のために農作物のコスト削減を目標としているが、両者は結びつきにくいのではないか。
- ・ 麦の新品種の普及がすぐに進まない背景には、インセンティブのつけ方に問題があるのではないか。実需者に期待されていない品種についてはディスインセンティブをつけるようなことまで考えられないか。
- ・ 輪作により大豆を生産している産地が多くなっているが、畜産との連携が薄れて有機質たい肥が入っていないため地力が落ちて、大豆の単収が落ちている地域が北陸などでは増えているのではないか。耕畜連携やたい肥や有機質肥料の問題にも触れてほしい。

【意欲の能力のある担い手の育成・確保】(政策分野)

- ・ 担い手への農地利用集積が遅れているが、土地問題にきちんと対応しないと行き詰る。具体的には転用期待をどう排除するかにあると思うが、現状では土地の長期保有が安いコスト(税金)ができる状況。課税の問題や農地法の耕作者主義を抜本的に見直すことが必要ではないか。
- ・ 農業の担い手はゴーイングコンサーンでなければならない。株式会社の参入はもっと積極的にやってもよいのではないか。
- ・ 農地を農地として保有しながら利用しないのが問題。農業が大事なのか、農家が大事なのか。議論を尽くす必要がある。また、農地の利用集積を進めるためには、実現できるのであれば、長期間転用規制を行うような仕組みとセットで考える必要があるのではないか。
 - ・ 認定農業者や新規就農について、人の数という量的側面だけではなく、その中身というか質の分析もこれからの農業を考える場合には重要なのではないか。

[担い手農地情報活用集積促進事業] (政策手段)

- ・ 担い手農地情報活用集積促進事業の趣旨は良い。農用地利用改善団体を通じた支援も現在の課題に合致している。事業の説明と浸透の最中であるので、開始してすぐ廃

止という結論ではなく長期的な視点で見てもいいのではないか。

【都市と共生・対流等による農村の振興】(政策分野)

- ・ 都市と農村との交流が盛んであっても、実際に農家に宿泊する人は少ない気がする。農家民泊数が伸びていないから都市農村の交流が余り盛んではないとは言えないのではないか。指標を考え直すべきである。
- ・ ハード整備も必要だが、コミュニティとしてスローライフや農村の暮らし方みたいなもので都会の人に泊まりに行きたいと思わせる仕掛けを考える必要があるのではないか。
- ・ 都市農村交流の指標としては、宿泊数よりも、宿泊者の実数の方がより実態を反映しているのではないか。観光自体が短縮化傾向にある中で、宿泊数でとらえるのは指標として適当とは思われない。
- ・ 住民満足度が100%となることは通常あり得ないので、これを政策の目標値とすることには違和感を感じる。また、「景観農業振興地域整備計画」の策定数を目標値とすることにも違和感がある。
- ・ 集落の混住化が進む中で、非農家住民も参加して排水路の清掃をやっている集落がかなり増えてきているが、このようなことについてもっと突っ込んで調べたらどうか。これからの政策路線の展望を見すえた指標を考えて欲しい。
- ・ 公設の宿泊施設がどんどん増えていると聞くが、民のできることは民に任せるべきではないか。農家民宿のほかに、公設の宿泊施設も指標としていることが気になる。

[国営農地再編整備事業] (政策手段)

- ・ ほ場整備の意義・効果については、堂々とアピールすべきである。競争力向上の観点から、高水準の耕地基盤整備が重要である。労働費が半減するなどまさにイノベーションであり、技術開発と二本立てで推進していくべきである。
- ・ 国営で整備されたほ場が転用されていることはないか。少しの悪い事例で国民の不信を招かないように説明していくべきである。

[地域用水環境整備事業費補助] (政策手段)

- ・ 地域用水環境整備事業の事業採択地区数は年々減少してきている。しかし、中山間地も含めて農村地域の整備をしていくことは、国土や環境の保全という立場から見れば重要である。

【林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進】(政策分野)

- ・ 環境のためにもなり、間伐などの取組を行っている林家も中にはいると思うが、やはり経営が成り立つことが大事である。
- ・ 森林の整備については、間伐しても木材を森林内から搬出するコストが掛かる。搬出する経費に対する直接的な助成をしたらどうか。
- ・ また、木材の利用については、木材を使用した公共施設には助成があるが、備品も

助成の対象とできないか。

- ・ ペレットストーブのストーブの性能とペレットの供給がうまくかみ合っていない状況にあるようだ。効果が上がるような基盤整備が必要ではないか。
- ・ ラベルにより消費者に情報を発信することは有効だと思うが、木材の J A S は現状では消費者になかなか見えていない。消費者に対する広報の仕方を工夫する必要があるのではないか。
- ・ 林業が産業として成立することが大事であり、国産材に付加価値がつくような技術開発の取組が重要である。
- ・ 木の持つぬくもりやあたたかさ、スローライフへの関心の高まりなど施策への追い風が吹いているにもかかわらず、森林や林業の現状や課題が国民に近いものになっていない。「木づかい運動」もなかなか浸透していない。消費者への P R をもっと工夫するとともに、家具など消費者に近い産業との連携を検討しなければならないのではないか。
- ・ 林業にかかる課題は、時間軸、空間軸という二つの基本視点を踏まえて推進しなければならない。そういう視点をぜひ踏まえて実施して欲しい。

【水産物の安定供給の確保】(政策分野)

- ・ 水産庁の施策は、生産サイドの施策が多く、消費者サイドの施策があまり見られない。協定違反の魚がかなり出回っていると聞くが、消費者がそのような魚を選ばないような仕組みを作るなど、消費者サイドの仕組みを充実させて欲しい。
- ・ 沿岸漁業を育てていくためには、海の中の研究が重要である。そのような研究を充実させてほしい。
- ・ 獲った魚をいかに高く上手に付加価値をつけて売ることが、最終的に水産業の発展とともに安定的な供給につながると思う。

【水産業の健全な発展】(政策分野)

- ・ 漁業の後継者については、新卒者や他分野からの参入なども含めて、次代の人の問題が最重要で一番の基本であり、この点を常に考えておくことが重要である。

平成 17 年度政策の政策評価結果の要旨

平成17年度実績評価結果の要旨

1 . 【実績評価】食品産業の競争力の強化	25
【政策手段別評価】物流管理効率化新技術確立事業	27
【政策手段別評価】地方卸売市場連携物流最適化推進事業	28
【政策手段別評価】食品専門小売等構造改善推進事業	29
2 . 【実績評価】主要食糧の需給の安定の確保	31
3 . 【実績評価】食の安全及び消費者の信頼の確保	33
【政策手段別評価】総合食料対策調査等民間団体委託費のうち食品等の表示・規格関係分、総合食料対策民間団体事業推進費補助金のうち食品表示適正化推進事業費	35
【政策手段別評価】ユビキタス食の安全・安心システム開発事業、ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業	36
4 . 【実績評価】望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	37
5 . 【実績評価】国産農産物の競争力の強化	39
【政策手段別評価】高生産性地域輪作システム構築事業	41
【政策手段別評価】果実生産出荷安定基金造成費補助金のうち果実需給安定対策事業	42
【政策手段別評価】農業競争力強化対策民間団体事業	43
6 . 【実績評価】環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	45
7 . 【実績評価】意欲と能力のある担い手の育成・確保	47
【政策手段別評価】農地保有合理化促進事業	49
【政策手段別評価】担い手農地情報活用集積促進事業	50
8 . 【実績評価】担い手への経営支援の条件整備	51
【政策手段別評価】革新的農業技術習得研修委託事業	53
9 . 【実績評価】農地、農業用水等の整備・保全	55
【政策手段別評価】国営農地再編整備事業	57
10 . 【実績評価】都市との共生・対流等による農村の振興	59
【政策手段別評価】元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズム、都市農業の振興	61
【政策手段別評価】地域用水環境整備事業費補助	62

11.【実績評価】森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	63
【政策手段別評価】森林計画推進委託費	65
【政策手段別評価】保安林整備管理事業	66
12.【実績評価】林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	67
【政策手段別評価】林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金・木材産業の構造改革を推進する事業	69
13.【実績評価】水産物の安定供給の確保	71
【政策手段別評価】水産物供給基盤整備事業費補助のうち漁港漁場機能高度化事業	73
【政策手段別評価】資源回復等推進支援事業費補助金	74
14.【実績評価】水産業の健全な発展	75
【政策手段別評価】国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業	77
15.【実績評価】食料・農業・農村に関する国際協力の推進	79
16.【実績評価】農林水産物・食品の輸出の促進	80
17.【政策手段別評価】バイオマス生活創造構想事業	81

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

食品産業の競争力の強化

【政策分野全体の目指す姿】

国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、食品産業の競争力の強化を図る。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿

輸入食品との競合が激化する中で、国内食品産業の競争力を強化することにより、食料の安定供給や地域経済の活性化、国産農産物の供給先としての機能の向上を図る。

目標：食品製造業者と農業との連携の促進

目標値：契約により国産農産物の原料調達を行っている事業者の割合 60% (H22年度)	実績値：55.5%	達成状況：92.5%	達成ランク：A																					
<p>要因の分析・改善の考え方</p> <p>(1)本目標の達成状況は、実績値が前年度の48.9%から55.5%に増加しており、目標値60%の達成に向け着実に進展。</p> <p>当省は、各地域において生産者、製造業者、販売業者、大学・試験研究機関等異業種が連携する食料産業クラスター協議会の構築を推進し、17年度は25ヶ所において協議会が設置された。これにより、地域の食材を活用した新製品開発等が順調に実施され、食品製造業者と農業との連携が促進された。</p> <p>他方、契約取引を行うに当たっては、食品製造業者側から「数量調整が難しい」、「仕入価格が高い」、「品質が見合わない」などの問題点が依然として指摘されている。</p> <p>(2)今後は、食品産業界等と問題意識を共有しながら、生産サイドの取組と一体的に以下の取組を推進する必要がある。</p> <p>食料産業クラスター推進事業において、地場の力を結集した「ものづくり」を推進するとともに重点地区への支援の強化</p> <p>地域食品産業の食品開発に係る技術支援、外食事業者と農業者間の契約取引栽培の推進</p> <p>加工・業務用野菜の実需者ニーズに的確に対応した品目別・用途別ガイドラインの作成等</p>	<table border="1"><caption>契約による原料調達事業者の割合</caption><thead><tr><th>年度</th><th>目標値 (%)</th><th>実績値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>13</td><td>39.0</td><td>39.0</td></tr><tr><td>14</td><td>39.0</td><td>39.0</td></tr><tr><td>15</td><td>50.6</td><td>50.6</td></tr><tr><td>16</td><td>48.9</td><td>48.9</td></tr><tr><td>17</td><td>55.5</td><td>55.5</td></tr><tr><td>22</td><td>60.0</td><td>60.0</td></tr></tbody></table> <p>資料：食料産業クラスター推進事業によるアンケート調査</p>	年度	目標値 (%)	実績値 (%)	13	39.0	39.0	14	39.0	39.0	15	50.6	50.6	16	48.9	48.9	17	55.5	55.5	22	60.0	60.0		
年度	目標値 (%)	実績値 (%)																						
13	39.0	39.0																						
14	39.0	39.0																						
15	50.6	50.6																						
16	48.9	48.9																						
17	55.5	55.5																						
22	60.0	60.0																						

目標：食品流通の効率化

目標値：食品流通の効率化（食品卸売業・小売業の労働生産性の向上等を景気や需給の動向を踏まえて総合的に判断）	達成状況：食品流通の効率化について基本的な指標をみると（下図参照）食品卸売業では労働生産性の向上がみられたが、食品小売業では労働生産性の向上がみられなかった。
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)食品卸売業において労働生産性が向上した要因については、卸売業界では、共同配送や広域配送等を行う物流センターの整備、ITの導入等による物流の効率化を進め、人員の削減や労働時間の短縮が行われたことが主なものと考えられる。当省は、生鮮EDI（オンライン・データ交換システム）標準と電子タグを組み合わせ、卸売市場における青果物の物流作業コストを1/4程度縮減可能とするモデルを構築したところであり、こうした取組は、長期的な観点から労働生産性の向上に寄与するものと考えられる。</p> <p>他方、食品小売業において労働生産性が向上しなかった要因については、食品専門小売業を対象に、経営相談や教育研修など経営改善の支援や、地域農水産物を活用したメニュー提案やブランド化等の支援を実施してきているが、デフレによる価格の下落、食料・非アルコール飲料の最終家計消費支出が減少傾向にあり、販売額が伸び悩んでいることに加え、大手量販店の店舗拡大、総合スーパー等の店舗の大型化や営業時間の長時間化等により、従業員数及び労働時間が増加傾向にあることが挙げられる。</p> <p>(2)今後は、食品産業界等と問題意識を共有しながら、以下の施策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>情報技術を活用した物流作業体系の効率化、低コストで環境に優しい流通の推進、物流拠点の再編の促進</p> <p>卸売市場の再編・合理化、電子商取引の導入や商物分離による最適流通の促進、卸・仲卸業者について改正卸売市場法による規制緩和を生かした経営改善の促進</p> <p>地産地消への取組などの推進、消費者ニーズの多様化・高度化等に対応した食品小売業者のコスト縮減と経営体质強化 等</p>

【政策分野の総合的な評価】

目標の食品製造業者と農業との連携の促進については、連携に関する取組は、食品製造業等において戦略的に活用されることで業界の競争力に資するものであることから、食料産業クラスターの形成等を通じ、地域食材を生かした高付加価値食品や新技術の開発等を一層促進するとともに、食品製造業者等のニーズに応じた生産サイドの取組と一体的に取り組むことが重要である。

目標の食品流通の効率化については、16年6月の卸売市場法改正による取引規制の緩和を活用した商物分離直接流通や、ユビキタス・コンピューティング技術（いつでもどこでもコンピューターが使える情報技術）を活用した先進モデルの提示等、食品流通の効率化を目指した取組を一層推進し、その成果を活用することが重要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/2_1.pdf
担当：総合食料局食料企画課 03-3502-7942

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

物流管理効率化新技術確立事業

【政策手段の概要】

目的	生鮮食品流通における検品、分荷、商品管理などの物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって大幅な労働省力化を実現するための作業体系を開発する。
内容	卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小売の各流通段階における実証実験を行う。その実験で得られた結果を基に、作業の省力化と情報伝達の正確性を測定・分析するとともに、その効果について総合的評価を行う。
達成目標	生鮮食品等流通の大宗を占める卸売市場において、実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減可能とする。(17~19年度の事業であり、17年度は、青果物の物流システムモデルの実証と課題の整理を目標に設定)

【政策分野の目標と政策手段の関連】

労働集約的な物流作業について、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した効率的物流モデルを開発・普及することにより、労働作業時間が短縮され、政策分野の目標である「食品流通の効率化」が図られる。

【事業のこれまでの具体的成果】

卸売業者における検品作業や情報入力作業等、仲卸業者における商品の場所把握や商品の出荷検品等に要する作業時間の大半が削減効果が得られ、青果分野での物流作業コスト4分の1程度削減モデルを構築することができた。

【政策手段の改善の方向】

青果分野における実証実験の分析の結果、電子タグの読み取り精度のさらなる向上や、電子タグの貼付位置の再検討などの課題・問題点が明らかになった。そのため、平成18年度はこれらの課題を踏まえ、水産分野で実証実験を行う予定である。電子タグには、商品に水分が多く含まれていたり、水を使用する水産物売場で活用する場合には読み取り率が低下するなどの性質があるため、それについても考慮の上、モデルを構築する必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

最終年の目標達成に向け、明らかになった課題の解決などにより、事業の有効性、効率性の一層の改善に努めるべきである。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/2_2.pdf

担当：総合食料局食料企画課 03-3502-7942

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

地方卸売市場連携物流最適化推進事業

【政策手段の概要】

目的	地方の複数の卸売市場が連携して共同集荷等が可能となる、最適な物流システムの確立を支援し、集荷力の向上、経営体質の強化を図っていくとともに、連携による地域の卸売業者の業務統合を推進する。
内容	産地、卸売市場、実需者等の地域の流通関係者により、物流最適化のための課題整理及び連携手法の検討を行うとともに、従来、個々の卸売市場において、電話やFAXを用いる受発注などの取引業務等について、卸売市場が連携して効率的に共同集荷等を行うため、取引情報交換システムの開発、実証試験の実施、システムの実効性の検証を行う。
達成目標	食品流通従事者1人・1時間当たりの食品販売額及び外食販売額の対前年比が過去5年間の平均増加率を上回る。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、地方の卸売市場において地域の実情に応じた最適な連携手法を構築し、共同集荷や情報化等による流通経路等の効率化を図ることにより、集荷力の向上、品揃えの強化、コスト縮減等による労働生産性の向上が可能となり、政策分野の目標である「食品流通の効率化」が図られる。

【事業のこれまでの具体的成果】

飲食料品卸売業者1人・1時間当たりの販売額（達成目標は食品流通業全体の労働生産性を検証するものであり、卸売業のみならず小売業等も含むため、食品卸売業者に関する労働生産性を示すものとして本指標で分析）についてみると、17年度実績値が53,518円／人・時間と、前年度に比べ1.3%増加しており、労働生産性が向上している。

なお、本事業を実施した4地区において課題整理を行い、その解決に向け試験を行った結果、共同仕入、配送・配車システムの最適化、市場間取引の強化、情報システムの導入による人件費・通信費の縮減等や、集荷力向上・品揃えの充実等に伴う取扱高の増加が実証され、食品卸売業の労働生産性の向上に寄与する効果が見込まれた。

【政策手段の改善の方向】

地方の卸売市場について、集荷力の向上と流通の効率化を図るため、卸売市場関係者による物流の最適化のための実証試験を実施し、集荷量の増加や流通コスト削減等の効果が見込まれる結果が得られたところである。一方、地方に比べ近隣の大きな需要を抱えている大都市近郊の卸売市場についても、取扱量が減少傾向にあり、これらの卸売市場についても、再編・合理化、出荷・物流コストの縮減を進める必要がある。このため、従来の地方の卸売市場に加え、大都市近郊の卸売市場を含めた最適な物流システムの確立を推進していく必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

実証実験における課題の整理、地方の卸売市場ばかりでなく大都市近郊の卸売市場との連携手法についての検討を行った上で、事業の有効性、効率性を改善する必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/2_3.pdf
担当：総合食料局食料企画課 03-3502-7942

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

食品専門小売等構造改善推進事業

【政策手段の概要】

目的	食品専門小売業等に対し、食品流通を取り巻く諸情勢の変化に円滑かつ的確に対応する経営の改善、効率化等のための教育・普及・指導及び人材育成を実施し、国民への食料の安定的、効率的な流通に資する。
内容	食品小売業者等に対し、経営改善を図るために必要な知識・技術等の食品小売業者等に対する教育・指導・普及等（「食品流通構造改善教育普及事業」）食品流通の合理化と高度化を図る上で必要な措置を行うための構造改善計画を作成しようとする事業者に対する技術的助言等の支援（「構造改善計画作成支援事業」）食品小売業を魅力あるものとするため、優良な小売店を「匠」として認定し、ホームページ上で公開しているほか、小売業者自らが経営状態をチェックすることができる業種別評価プログラムの開発（「地域食品産業人材育成事業」）を実施する。
達成目標	食品流通従事者1人・1時間当たりの食品販売額及び外食販売額の対前年比が過去5年間の平均増加率を上回る。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、食品小売業の経営改善のための研修会・セミナーの開催や、消費者ニーズに対応した品質の高い生鮮食品等の提供など食品小売業と農林漁業者が連携して行う一連の流通機能の高度化に関する支援を実施し、食品小売業の労働生産性の向上を通じて、政策分野の目標である「食品流通の効率化」を図る。

【事業のこれまでの具体的成果】

飲食料品小売業者1人・1時間当たりの販売額（達成目標は食品流通業全体の労働生産性を検証するものであり、卸売業のみならず小売業等も含むため、飲食料品小売業者に関する労働生産性を示すものとして本指標で分析）についてみると、平成17年度実績は11,512円／人・時間となり、前年度と比べ2.7%減少しており、労働生産性は向上していない。

これは、デフレや人口減少・少子高齢化の影響により、食料等の最終家計消費支出が減少し、販売額が伸び悩んでいることが要因となっている。このように、食品小売業等を取り巻く環境が厳しい中、食品小売業等の経営改善を図るため、各種研修会・セミナーの開催、優良小売店の認定（79件）のほか、構造改善計画について毎年度60件程度策定するなど、その経営改善や流通機能の高度化等を推進した。

【政策手段の改善の方向】

研修会・セミナー等については、平成16年度までは参加者400名を越えており概ね良好な数字であったが、平成17年度は研修内容によって大幅に実績が減少しているものもあるため、今後は事業者のニーズを的確に把握し研修内容の充実を図ることが必要である。また、優良な小売店を「匠」として登録しているところであり、今後はそのノウハウや知見を地域全体の食料小売業者の発展に活用させるなど、これまでに蓄積された「個」の優良な取組みを広げていくことが有効である。これらの改善点を検討した上で、コスト縮減への取組みも踏まえた効果的な支援を行っていく必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

食品小売業の労働生産性は減少傾向が続いていることから、施策の効果について十分に検証を行い、有効性、効率性の大幅な改善に努める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/2_4.pdf
担当：総合食料局食料企画課 03-3502-7942

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

主要食糧の需給の安定の確保

【政策分野全体の目指す姿】

主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿

1. 消費者への米の安定的供給の確保を図るとともに、米政策改革を着実に進めることにより、需要に応じた売れる米づくりを推進する。
2. 国内産麦について需要に応じた良品質麦生産を推進する。

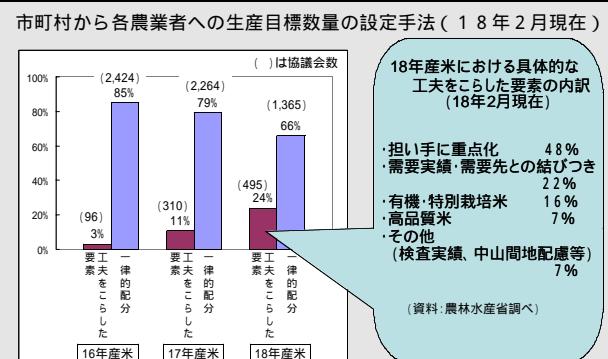
目標：備蓄運営等消費者への米の安定的供給

目標：不作時(作況98以下)において主食 用等853万トンの確保等	達成状況：所期の目標は達成している
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 17年産米は、作況が101(平常時・豊作時に該当)となり、17/18年の需要見通しに対し、生産過剰40万トンが見込まれたが、豊作による過剰米の区分出荷や民間流通在庫が低水準にあること等により、需給は概ね均衡し得る状況にある。</p> <p>このような需給状況の中、政府備蓄米については、基本指針において策定した主食用等の需給見通しに即して40万トン(実績39万トン)の買入れ及び10万トン(5月末現在)の販売を行つており、適正に運営された。</p> <p>(2) 17/18年においては、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針において策定した主食用等の需給見通しに即して、備蓄運営等消費者への米の安定的な供給を図ってきた。</p> <p>18/19年においても、18年産米の作柄等を見極めつつ、全体需給見通しを策定する中で、引き続き、回転備蓄を基本とした適切な備蓄運営を図りながら、消費者への米の安定的供給に努める必要がある。</p>

平成17/18年(17年7月から18年6月)の主食用等の需給見通し(18年3月策定)		
	全体需給	うち政府米
平成17年6月末在庫量	A 259	84
(うち豊作分)	(9)	
平成17年産米生産量	B 893	40
平成17年産米区分出荷・保管数量	C 8	
供給量計	D = A + B - C 1,144	124
需要量	E 853	10
主食用等以外(飼料用等)	F 23	23
平成18年6月末在庫量	G = D - E - F 268	91

目標：需要に応じた売れる米づくり

目標値：需要に応じた売れる米づくりへの農業者や産地の取組の進展や意識の改革	達成状況：所期の目標は達成している
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 17年産米については、米政策改革大綱に定められた道筋に沿って、需要先との結びつき等の販売戦略要素を用いた生産目標数量の設定手法や、農業者に対する情報提供体制の確立等を目指すべく、生産現場での推進活動を積極的に行ってきました結果、「需要に応じた売れる米づくり」の取組や意識改革が進展している状況である。</p> <p>また、豊作による過剰米の区分出荷についても、仕組みを構築して初めての実施であつ</p>



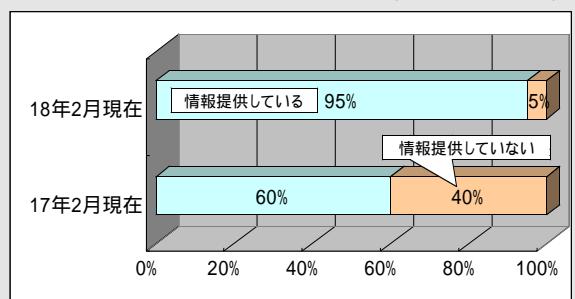
たが、ほぼ予定した数量（豊作による過剰米8.6万トンに対して7.6万トン）が区分出荷され、需給の安定に一定の効果があったと見込まれる。

(2)

17年度の取組に引き続き、農業者や産地が、需給・価格情報等の市場のニーズを踏まえ、自らの販売戦略に即して行う需要に応じた売れる米づくりへの取組や意識改革を更に進展させる必要がある。

そのためには、品目横断対策への移行に向けた担い手の育成・確保の取組との連携や地域水田農業ビジョンの点検・見直しと産地づくり交付金の有効活用等による取組の強化をはじめとして、行政及び農業者団体等による取組を一層推進し、19年産から着実に農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムに移行することを目指すことが必要である。

各JAから農業者への情報伝達の割合（18年2月現在）



目標：民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進

目標値：小麦の需要と生産のミスマッチ率を基準値（13.6%）より低減する	実績値：10.6%	達成状況：%	達成ランク：A																								
要因の分析・改善の考え方			小麦の需要と生産のミスマッチ率（目標値と実績値）の推移（単位：%）																								
<p>(1) 18年産の小麦の需要と生産のミスマッチ率は10.6%となり、17年度の政策評価における基準値（13.6%）を下回り、目標を達成した。このようなミスマッチの改善は、実需者ニーズを踏まえた生産の取組の継続によるものと考えられる。しかしながら、産地銘柄によっては、ミスマッチが発生しているものもあり、引き続き播種前の実需者等との情報交換等を通じた実需者ニーズに即した生産をすることが重要である。</p> <p>(2) 実需者と生産者団体との間における密接な情報交換等を引き続き継続することにより、産地における需要に即した良品質麦生産の推進の取組をより一層徹底していく必要がある。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績値 (%)</th> <th>目標値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11</td><td>33.6</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>16.9</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>19.4</td><td>23.3</td></tr> <tr><td>14</td><td>16.6</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>12.7</td><td>17.6</td></tr> <tr><td>16</td><td>11.6</td><td>16.2</td></tr> <tr><td>17</td><td>10.6</td><td>13.6</td></tr> </tbody> </table>	年	実績値 (%)	目標値 (%)	11	33.6		12	16.9		13	19.4	23.3	14	16.6		15	12.7	17.6	16	11.6	16.2	17	10.6	13.6
年	実績値 (%)	目標値 (%)																									
11	33.6																										
12	16.9																										
13	19.4	23.3																									
14	16.6																										
15	12.7	17.6																									
16	11.6	16.2																									
17	10.6	13.6																									

【政策分野の総合的な評価】

目標については、消費者への安定的供給の確保を図るとともに、市場のニーズに応じた備蓄運営が図られているが、引き続き回転備蓄を基本とした適切な備蓄運営を図る必要がある。

目標については、農業者・農業者団体の自らの販売戦略に即した「需要に応じた米づくり」の取組は進展しているが、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行を目指していることを踏まえ、引き続き産地における需要に応じた売れる米づくりの取組を推進する必要がある。

目標については、需要と生産のミスマッチは年々減少しているものの、産地銘柄によってはミスマッチが発生しているものもあることから、産地における実需者ニーズに即した生産・出荷計画の作成に努めるとともに、民間流通制度における播種前契約の徹底を図る必要がある。

評価書の詳細

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/3.pdf>
担当：総合食料局食料企画課 03-3502-7942

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

政策分野：食の安全及び消費者の信頼の確保

【政策分野全体の目指す姿】

消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）食品の安全性の確保

農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する。

目標

目標値：国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	達成状況：目標は達成している。
要因の分析・改善の考え方	(1)代表的な危害要因であるカドミウムに関する施策の評価を行った結果、食品からの推計カドミウム摂取量は、摂取許容量の約6割であった。これは産地におけるカドミウム吸収抑制対策などのリスク管理措置が適切に行われた結果と考えられる。 (2)国民の健康への影響を未然に防止することは重要な課題であることから、今後も産地におけるカドミウムの効果的な科学的原則に基づいたリスク管理措置等を継続する必要がある。

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）家畜伝染病等の対策

家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる。

目標

目標値：国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	達成状況：目標はほぼ達成している。
要因の分析・改善の考え方	(1)海外伝染病については、弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたが、他の地域に拡大はしなかった。他の家畜伝染病についても、家畜及び畜産物の輸入等による発生は確認されなかった。したがって、まん延防止措置及び動物検疫による侵入防止は適切に行われ、政策手段はほぼ有効に機能したと考えられる。 また、養殖水産動物の特定疾病についてはコイヘルペスウイルス病の発生が確認されたが、適切なまん延防止措置により、発生経営体及びその出荷先以外への拡大は防止された。 (2)家畜伝染病の監視・危機管理体制の充実・強化を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため、迅速かつ円滑な防疫措置を推進する必要がある。 また、コイヘルペスウイルス病などの特定疾病について都道府県のまん延防止措置への支援等を講ずるとともに、国内未侵入の疾病的調査・研究を進め、水産防疫制度の強化を図る必要がある。

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（3）植物防疫対策

安全な農作物の安定供給に支障を来たすおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる。

目標

目標値：我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない	達成状況：目標は達成している。
---	-----------------

事例の件数を0件とする。	
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)新たな病害虫の発生は見られたものの、著しい被害が生じる状況になかったため、法令等に基づくまん延防止措置を講ずる必要がなかった。しかしながら、今後とも病害虫のリスクを適切に管理するため、新たな病害虫に対する防除対策の確立やIPM（総合的病害虫・雑草管理）の普及といった課題を解決する必要がある。</p> <p>(2)「動植物検疫業務システムの最適化計画」を着実に実施し、今後需要の高まる分野の業務体制を強化する。国内に発生している病害虫について、引き続き発生状況の把握に努め、難防除病害虫、新規病害虫については早急に防除技術を確立するとともに、都道府県が行う防除と国が行う国内検疫の一層の協力、連携を図る。IPMについては関係者が一体となって普及・定着に取り組む体制を整備する必要がある。</p>

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（4）遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）に影響を及ぼさないよう未然に防止する。

目標：

目標値：遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	達成状況： 目標は達成している。
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)立入検査等のリスク管理の実施により、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、カルタヘナ法に基づく緊急発動件数は、17年度末（18年3月31日）現在、0件である。このため、本目標の政策手段は、有効に機能していると考えられる。</p> <p>(2)今後とも、リスク管理の適切な実施により、目標に示す状態が維持されるよう、引き続き、現行の施策の推進に努める必要がある。</p>

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（5）消費者の信頼の確保

消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する。

目標

目標値：平成20年度に不適正表示率（現状値：平成15年度25.3%）を2割削減する。	実績値：14.8%	達成状況： 13.6%	達成ランク： A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)不適正表示率を減少させるため、事業者や消費者に対する食品の表示制度に対する啓蒙活動を行うほか、食品表示ウォッチャーの設置など、監視体制を充実させてきており、こうした手段により、不適正表示率の改善がみられている。</p> <p>(2)平成17年度の調査対象店舗については、不適正表示率が確実に改善しているが、さらに不適正表示率を減少させるため、啓蒙活動の一層の充実を図るとともに、不適正表示に対しては、JAS法に基づく指示・公表など厳格な措置を講じていく必要がある。</p>		

【政策分野の総合的な評価】

本政策分野については、各目標値ともほぼ目標を達成したものと考えられる。

今後とも科学に基づいた行政をさらに推進し、「食の安全及び消費者の信頼の確保」に努める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/4_1.pdf

担当：消費・安全局 消費・安全政策課 03-3502-8111（内線3006、3007）

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

- ・ 総合食料対策調査等民間団体委託費のうち食品等の表示・規格関係分
- ・ 総合食料対策民間団体事業推進費補助金のうち食品表示適正化推進事業費

【政策手段の概要】

目的	国民の食の安心・安全に対する関心が高まる中、食品表示に対する消費者の信頼を確保する観点から、食品表示の遵守状況の改善を図り、食品表示の適正化の推進を図る。
内容	JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づき、消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示の実現、食品表示が正しく行われているかどうかの監視・指導、新たなニーズに応じたJAS規格の制定 等を行う。
達成目標	近年制定された生産情報公表JAS規格、有機畜産物JAS規格等の普及・啓発によるJAS規格制度の円滑な実施を図ること。 加工食品の生産情報公表JAS規格制定に向けての実態の把握を図ること。 表示の遵守状況の確実な改善を図ること（一般調査における調査店舗の不適正表示率を平成20年度までに2割削減する）。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業による表示制度に関する啓蒙普及活動と消費者の方々の協力を得た監視により、政策分野の目標である「食品表示の遵守状況の確実な改善」を図る。

【事業のこれまでの具体的成果】

- ・一般調査における調査店舗の不適正表示率は、平成15年度の25.3%から、平成16年度は20.0%、平成17年度は、14.8%と改善してきている。
- ・平成17年度に、新たなJAS規格として、生産情報農産物や有機畜産物のJAS規格が制定された。

【政策手段の改善の方向】

近年の食品の生産情報や流通の方法に対する消費者の関心の高まりに対応して、JAS規格についてもこうした方向性に沿っていくことが必要である。また、食品の品質表示についても、不適正表示率は下がってきているとはいえ、依然として、不正表示事件が発生している。
こうしたことを踏まえ、今後は、平成17年のJAS法改正により制定することが可能となった流通JAS規格の制定にむけた事業など、消費者のニーズに即したJAS規格の充実のための事業を着実に実施するほか、適正表示率のさらなる改善のため、不正表示の監視のための事業についても引き続き充実させていくことが重要である。

【政策評価総括組織の所見】

不適正表示については目標に達しており、一定の有効性が認められるが、他の事業について消費者等のニーズへの対応の観点から効果の検証を行う必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/4_2.pdf
担当：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-8111（内線 3006、3007）

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

ユビキタス食の安全・安心システム開発事業、ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業

【政策手段の概要】

目的	ユビキタス・コンピューティング技術（いつでも、誰でも簡単にコンピューターを活用できる技術）を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進め、先進的なシステムを開発するとともに、これらのシステムを導入するモデル地区を整備することにより、食品のトレーサビリティ・システムの普及を推進する。
内容	ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 ユビキタス・コンピューティング技術を活用した先進的なシステム（食の安全・安心システム）を公募方式により開発するとともに、システムの普及啓発等を行う。 ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業 各地域においてモデル地区の総合的な整備を進めるため、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した生産自動制御システム、農業生産資材自動識別管理システム、情報関連施設、分析・検査施設等の整備に対する支援を行う。
達成目標	生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・遡及を可能とするシステムを50%程度の品目について導入すること（平成19年度）。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、最先端の情報処理技術を活用した先進的なシステム開発及びシステムの普及啓発等と、モデル地区の整備とを併せて行うことにより、トレーサビリティ・システムの効率的な普及を図り、政策分野「食の安全及び消費者の信頼の確保」に資する。

【事業のこれまでの具体的成果】

成果目標の17年度の実績（食品産業動向調査（統計部）の結果）は、40%であった。

ユビキタス食の安全・安心システム開発事業

- ・公募方式により8課題を採択し、生鮮食品及び加工品について、システム開発及び実証試験を実施。
- ・養殖魚と海苔について、トレーサビリティ・システム導入のガイドラインを作成。
- ・ユビキタス・コンピューティング技術を活用した先進的なシステム等の普及啓発。

ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業

- ・情報関連施設等の整備に対して支援。（全国12地区）

【政策手段の改善の方向】

ユビキタス食の安全・安心システム開発事業

生産から小売までの網羅的なトレーサビリティ・システムの構築に向けた取組を引き続き実施する必要がある。具体的には、個々の事業者が保有するシステムを連携すること等が可能となる技術面や経済面も含めて汎用性の高いモデル的なシステム開発等を実施する必要がある。

ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業

地域の自主性に委ねることによって地方の創意工夫を活かした取組が期待できることから、三位一体改革の趣旨を踏まえ、17年度末で本事業を廃止するとともに、税源を都道府県に移譲したところである。

【政策評価総括組織の所見】

システム開発事業とモデル地区整備事業との連携には、一定の時間と地域の細かいニーズへの対応が必要であり、モデル地区整備事業は、三位一体改革の趣旨も踏まえ、廃止するのが適当である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/4_3.pdf
担当：消費・安全局 消費・安全政策課 03-3502-8111（内線3006、3007）

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

政策分野：望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

【政策分野全体の目指す姿】

食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図る。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿

国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、平成17年6月に決定された「食事バランスガイド」の普及・活用に積極的に取り組む。

また、地方における食育を着実に推進していくため、地域単位・草の根レベルで食育を推進する食育推進ボランティアの資質向上と、その活動の拡充・強化に取り組む。

目標：一般消費者の「食事バランスガイド」の認知度について、平成17年度は20%、平成22年度は50%を目標値とする。

目標値：20%	実績値：26%	達成状況：130%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)ポスター・パンフレットの配布、全国各地での説明会やシンポジウムの開催、実際のスーパー・コンビニの店舗を活用したモデル的な取組の実施などを通じ、「食事バランスガイド」の認知度は26%となり、政策目標を達成した。</p> <p>(2)バランスのとれた食生活の実現に向け、「食事バランスガイド」の普及・活用に一層積極的に取り組むこととし、地方や中小規模の店舗での活用を含め外食や小売店における全国的な普及活用の促進や、地域の郷土料理などを活用した「地域版食事バランスガイド」作成の促進などを通じ、同ガイドの認知度や実践度を全国的に高めていく必要がある。</p>		

(参考指標)「食事バランスガイド」を認知している人のうち、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合について、平成17年度は10%、平成22年度は60%を目標とする。

実績値：41%（平成17年度）

目標：食育推進ボランティアの延べ活動日数について、平成22年度は16年度実績の2倍増（40,000人日/年）

目標値：23,300人日/年	実績値：37,335人日/年	達成状況：160%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)都道府県は、「食の安全・安心確保交付金」を活用して、食育推進ボランティアに対する講習会等による資質向上やその食育活動への支援等を実施した。その結果、食育推進ボランティアの延べ活動日数は36,332人日/年となり、政策目標を達成した。</p> <p>(2)当事業については、地域の自主性に委ねることによって地方の創意工夫を活かした取組が期待できることから、三位一体改革の趣旨等を踏まえ、18年度から廃止し、これに見合った税源を都道府県に移譲することにより、都道府県等の裁量の下で、自主的に取組を進めることとされた。</p>		

【政策分野の総合的な評価】

食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが重要な課題となっていることから、国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、「食事バランスガイド」の普及・活用に積極的に取り組むことが重要である。

このことから引き続き、「食事バランスガイド」の普及・活用を図っていくとともに、来年度以降については、地方や中小規模の店舗での活用を含め外食や小売店における全国的な普及活用の促進や、地域版食事バランスガイド作成の促進などを通じ、同ガイドの認知度を全国的に高めていくことが重要である。

評価書の詳細

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/5.pdf>

担当：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-8111（内線3006、3007）

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

国産農畜産物の競争力の強化

【政策分野全体の目指す姿】

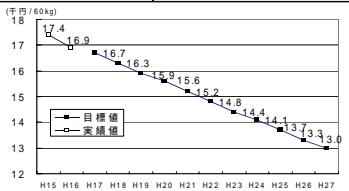
消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立する。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

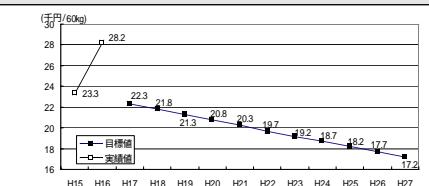
重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

価格競争力を高めるため、低コスト・省力化技術の導入、担い手の育成等に向けた施策を推進することにより、労働費や生産資材費の低減を図る。我が国の代表的な品目である米、大豆、生乳、肉用牛の生産コスト及び畜産物生産の重要な資材である飼料作物の生産コストについては、2～3割程度低減させる。

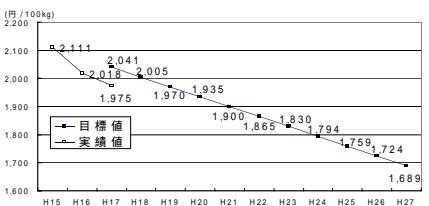
目標：米生産コスト25%低減（平成27年度）

目標値：16.7千円（平成17年度）	実績値：集計中（7月末予定）	達成状況：%	達成ランク：
要因の分析・改善の考え方	(1)生産コストは、近年順調に低下。17年度においても、生産コストの低減が進展することが期待される。 (2)今後は、CE施設を拠点とした担い手育成等の取組着実な実施の推進、稻・麦・大豆の生産性の高い水田営農技術の体系化等を図っていく必要がある。		

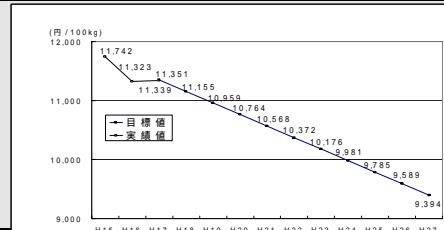
目標：大豆生産コスト3割程度削減（平成27年度）

目標値：22.3千円（平成17年度）	実績値：集計中（9月末予定）	達成状況：%	達成ランク：
要因の分析・改善の考え方	(1)台風等の影響から16年産は目標を達成しなかったが、17年産は好天候により、コストの削減が期待される。 (2)今後は、産地強化計画に基づく取組の着実な実施の推進、稻・麦・大豆の生産性の高い水田営農技術の体系化等を図っていく必要がある。		

目標：生乳生産コスト（生乳100kgあたり労働費）2割程度低減（平成27年度）

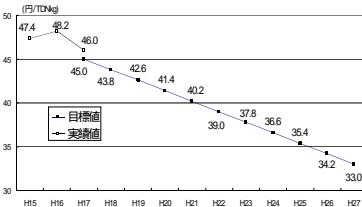
目標値：2,041円/100kg(平成17年)	実績値：1,975円/100kg	達成状況：194%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	(1)規模拡大、省力化技術の普及・推進等の取組により、労働生産性が向上し、目標を達成した。 (2)より一層のコスト低減のため、より省力的な経営管理システムの実証・確立を重点的に推進するとともに、引き続き、地域の自然条件を活かした放牧方式の導入等を推進する必要がある。		

目標：肉用牛生産コスト（肉用牛生体100kgあたり労働費）2割程度低減（平成27年度）

目標値：11,351円/100kg(平成17年)	実績値：11,339円/100kg	達成状況：103%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	(1)規模拡大、省力化技術の普及・推進等の取組により、労働生産性が向上し、目標を達成した。 (2)コスト低減や省力化の推進等による経営体質の強化を図るため、引き続き、規模拡大や法人化、一貫経営への移行等による肥育もと牛の安定的確保と効率的な肥育生産による肥育期間の短縮等を推進する必要がある。		

目標：飼料作物生産コスト3割程度低減（平成27年度）

目標値：45.0円/TDNkg（平成17年）	実績値：46.0/TDNkg円	達成状況：58%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方			<p>(1)飼料作物の単収の伸び悩み、燃料費の高騰による生産資材費の増加等により目標を達成しなかったが、放牧の取組の増加等、コスト低減に一定の効果があった。</p> <p>(2)今後は、牧草地の再生改良による生産性が高く、作業効率にも優れた牧草地への転換、水田や耕作放棄地等における放牧利用の拡大等を一層推進する必要がある。</p>

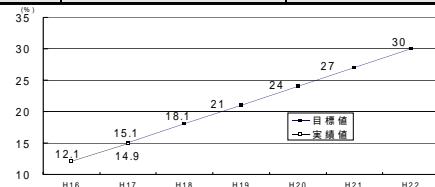


重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

実需者の意向を踏まえた品質の改善を進める。麦については、実需者が望む品質に応じた生産が十分に行われていないことから、良品質の新品種への作付け転換を推進することにより、品質の改善を図る。

目標：都府県の麦の新品種の作付面積シェア30%

目標値：15.1%（平成17年度）	実績値：14.9%	達成状況：93.3%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方			<p>(1)都府県における新品種の作付が順調に進み、目標を達成した。</p> <p>(2)今後とも、産地強化計画に基づく、実需者と連携した計画的な新品種の導入に向けた取組の実施の推進等を図っていく必要がある。</p>

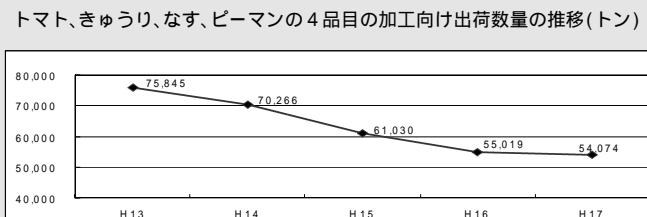


重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（3）

需給事情を踏まえた加工用、業務用等の用途について、国産農畜産物の供給量の増加を図る。野菜については、近年、輸入野菜が増加傾向にある中、輸入品に対抗するため、加工向け国内産野菜の出荷数量を向上させる。

目標：指定野菜（ばれいしょを除く）の加工向け出荷数量が対前年100%を超えること

目標値：前年(655,987t)を超えること（平成17年度）	実績値：集計中（8月下旬予定）	達成状況：%	達成ランク：
要因の分析・改善の考え方			<p>(1)調査結果が判明した4品目については、加工向け出荷数量の減少に歯止めをかけることはできたが増加には至らなかった。</p> <p>(2)加工・業務用に求められる品質、規格等をまとめたガイドラインを用いた説明会等により、産地に必要な情報を浸透させる取組を更に強化する必要がある。</p>



【政策分野の総合的な評価】

生産コスト低減について、規模拡大による効率化、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及等を推進し、より一層のコスト縮減に取り組む必要がある。

指定野菜の加工向け出荷数量については、品目別・用途別ガイドラインの対象品目数の拡大や情報交換会等を通じて産地における加工・業務用向けの供給体制を強化していく必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/6_1.pdf

担当：生産局総務課生産政策室 03-3502-8111（内線3417、3503）

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

高生産性地域輪作システム構築事業

【政策手段の概要】

目的	土地利用型農業産地の育成を図り、国産農産物の競争力を強化
内容	北海道の畑作や各地域の水田作等において、経営の規模拡大と生産性の向上を両立する輪作体系を可能とする中核的新技術の開発と当該新技術の生産現場での実証を一体的に実施 ばれいしょのソイルコンディショニング技術（北海道畑輪作） ディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術（水田輪作：稻、麦、大豆）
達成目標	（目標年次：平成19年度） (1) ばれいしょ 慣行比 労働時間40%減、生産費10%減 (2) 稲、麦、大豆 慣行比 労働時間30%減、生産費15%減

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、収穫作業等の効率化、作期競合の緩和による規模拡大が図られ、ばれいしょ、稻、麦、大豆の生産コストの低減がなされ、政策分野「国産農畜産物の競争力の強化」に寄与する。

【事業のこれまでの具体的成果】

事業初年度の平成17年度においては、北海道ばれいしょ生産におけるソイルコンディショニング技術に役立つ試作機の製作、現地実証体制の構築及び現行機種での現地実証、大豆収穫機の改良、現地実証体制の構築及び現地実証を実施。

【政策手段の改善の方向】

成果目標の達成に向け順調に進捗しており、引き続き、本事業を推進。
なお、実証現場で得られた問題点を確実に技術開発にフィードバックし、効果的な技術開発と現場導入を進めるこに留意する必要。

【政策評価総括組織の所見】

ばれいしょの収量低下について要因分析し、有効性を改善する必要がある。また、水田輪作体系全体の達成度が判断できるよう検証を行う必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/6_2.pdf

担当：生産局総務課生産政策室 03-3502-8111（内線3417、3503）

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

果実生産出荷安定基金造成費補助金のうち果実需給安定対策事業

【政策手段の概要】

目的	消費者が求める新鮮でおいしい国産果実を安定的に供給できる体制の確立
内容	うんしゅうみかん及びりんごを対象として、 摘要等を行うことにより生産・出荷量を調整する需給調整対策、 需給調整対策が的確に行われた場合においてもなお価格が大きく低下した時に、育成すべき果樹農業者に対して補てん金を交付する経営安定対策 を実施
達成目標	需給調整対策及び経営安定対策を実施し、消費者が求める新鮮でおいしい国産果実を安定的に供給できる体制の確立に寄与。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業の実施により、果樹農業者の経営が安定し、産地の構造改革、即ち産地計画の策定意欲が高まるこ
とから、競争力のある産地の育成が図られ、政策分野「国産農畜産物の競争力の強化」に寄与する。

【事業のこれまでの具体的成果】

需給調整対策については、平成13年度～16年度に、総額約455百万円(国費228百万円)の補給金が交付され、
高品質果実の計画的な生産出荷やうんしゅうみかんにおける隔年結果の是正傾向などの成果が見られる。
経営安定対策については、平成13年度～16年度に、総額約260億円(国費130億円)の補てん金が支払われ、
果樹農業者の経営安定とそれを通じた高品質な国産果実の安定供給に寄与。

【政策手段の改善の方向】

今後は、構造改革のより一層の加速化を図る観点から、適切な需給調整対策の実施を前提に、担い手の経
営基盤を強化するため、産地計画に即して行う小規模な基盤整備、園地の流動化、改植等による優良品目・
品種への転換等に対する支援対策へ移行する必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

適切な需給調整対策を行いつつ、担い手の経営基盤強化を支援する新たな対策へ転換し、有効性を改善す
る必要がある。また、地域や品目に応じた対策となるよう留意し、施策の効率性を改善する必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/6_3.pdf

担当：生産局果樹花き課 03-3501-3081

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

農業競争力強化対策民間団体事業

【政策手段の概要】

目的	輸入農畜産物に対抗するため、産地の競争力を強化
内容	新たな生産技術、生産システムの開発・普及、消費形態の変化に即した効率的な流通体系の確立、ブランド化、差別化の取組等に対する支援を実施
達成目標	消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、低コスト省力化技術の導入による「コスト低減」、「実需者の意向を踏まえた品質の改善」が図られ、政策分野「国産農畜産物の競争力の強化」に寄与する。

【事業のこれまでの具体的成果】

例えば、ばれいしょ新品種普及促進事業では、育成中の18品種のべ51用途について、実需者による評価試験を行い、8品種のべ18用途について高い評価を得た。また、育種関係者と実需者との連携強化を図り、実需者による加工適性試験を育種段階から行うことにより育種から普及にかかる年数が短縮可能となった。

【政策手段の改善の方向】

国産農畜産物の競争力強化に向け、本事業についても引き続き推進していく必要がある。
なお、平成18年度からは、民間団体の選定に当たって公募制を導入し、審査基準の設定及び審査結果について第三者委員会の意見を聴取することとしている。

【政策評価総括組織の所見】

平成18年度から民間団体の選定に当たって公募制を導入するなど効率性の改善が図られているが、今後も公募制の拡大など一層の効率性の改善に努める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/6_4.pdf

担当：生産局総務課生産政策室 03-3502-8111（内線3417、3503）

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換

【政策分野全体の目指す姿】

我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築する。

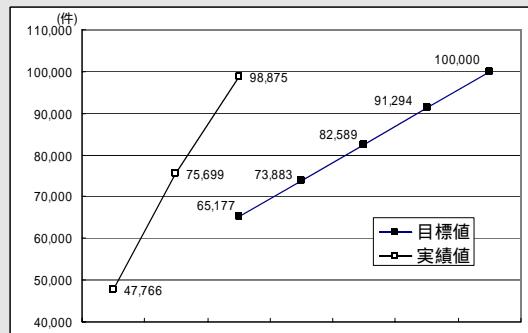
【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

たい肥等の土づくりを基本として化学肥料等の使用量を低減するための生産方式を取り入れる農業者であるエコファーマーの認定件数を増やすことにより、意欲的な生産者から環境保全への意識を高め、環境保全を重視した農業生産への転換を図る。

目標：エコファーマー認定件数10万件（平成21年度）

目標値：65,177件（平成17年度）	実績値：98,875件	達成状況：294%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方		<p>(1)エコファーマーに対する金融・税制上の特例措置等の支援を行ったほか、農業生産者において環境に配慮した生産に対する意識が高まることから、目標を達成した。</p> <p>(2)19年度から新たに導入する農地・水・環境保全向上対策における営農活動への支援については、支援に当たってエコファーマーの認定を受けることを求めることとしており、施策の普及・啓発にあたり、より一層エコファーマーの認定を推進する必要がある。</p>	

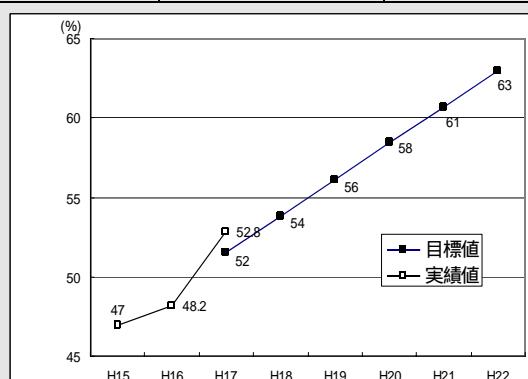


重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

家畜排せつ物から作られるたい肥の地域内における需給アンバランスを軽減し、家畜排せつ物の資源としての有効利用を進める。

目標：全国市町村数に占める地域環境保全型農業推進方針の策定市町村率63%（平成22年度）

目標値：52%（平成17年度）	実績値：52.8%	達成状況：116%	達成ランク：-
要因の分析・改善の考え方		<p>(1)目標を超えたものの、市町村合併の影響を大きく受けているため、ランク付けを行わなかった。</p> <p>(2)19年度から新たに導入する農地・水・環境保全向上対策における営農活動への支援において、地域の環境保全の課題、その課題の解決に向けた農業生産活動に伴う環境負荷低減を図る推進方策・取組目標が明記された計画の策定を市町村に求めることとしており、この一環として、地域環境保全型農業推進方針の策定等を推進する必要がある。</p>	



【政策分野の総合的な評価】

今後とも、環境に配慮した農業生産活動を進めるため、農業環境規範の普及・定着や持続性の高い農業生産方式の導入施策を引き続き行い、たい肥等による土づくりや化学肥料等の使用低減に資する農業生産方式の普及・定着や家畜排せつ物の有効利用の推進を図り、農業生産活動に伴う環境への負荷を低減する取組が必要である。

評価書の詳細

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/7.pdf>

担当：生産局総務課生産政策室 03-3502-8111（内線3417、3503）

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

意欲と能力のある担い手の育成・確保

【政策分野全体の目指す姿】

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

農業従事者の減少と高齢化、規模拡大の遅れなど、現状の農業構造のままでは、国内農業生産の維持が困難になることから、認定農業者の育成、担い手に対する農地の利用集積及び、新規就農の促進を推進することにより、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、強靭な農業構造を確立する。

目標：担い手の育成・確保

目標値：農業経営改善計画の認定数 24.4万経営体（H17年度）	実績値：24.6万経営体（速報値）	達成状況：112.5%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 達成状況は、112.5%（速報値：達成ランクA）となり、分野の施策全体として有効である。これは、担い手の育成・確保に向けた運動を強力に展開したこと、各種事業において担い手への支援の集中化・重点化の取組を徹底したこと、認定農業者制度の運用改善等の徹底が図られたことなどが主な要因と考えられる。</p> <p>(2) 今後は、品目横断的経営安定対策と一体的に、担い手の育成・確保の取組を強化するため、引き続き、認定農業者や特定農業団体等への発展を促すとともに、経営改善を図るための各種支援を集中的・重点的に実施する必要がある。特に、認定農業者に対しては、効率的かつ安定的な農業経営を目指して農業経営改善計画を着実に達成できるよう、また、土地利用型農業においては、集落営農の組織化・法人化を加速的に進めるため、集落リーダーの育成や集落営農の確実な法人化等による基礎的な経営条件の整備に対する支援を実施する必要がある。</p>		

目標：担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進

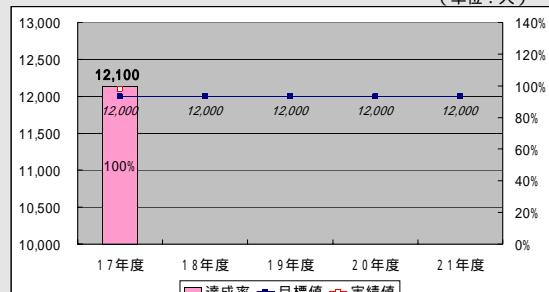
目標値：担い手への農地利用集積面積 233.1万ha（H17年度）	実績値：231.5万ha（推計値）	達成状況：61.9%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 達成状況は、61.9%（推計値：達成ランクB）と低調であり、有効性の向上を図る必要がある。この要因としては、農業所得の不安定等担い手を取り巻く経営環境の問題、農地の転用期待を背景とした強い資産保有意識の問題、集落内の担い手不足の問題等農地の出し手・受け手双方に關わる事由が複合的に関係しているほか、市町村合併の進展による推進体制の立ち後れ等が影響していると考えられる。</p> <p>(2) 今後、強靭な農業構造を確立するためには、</p>		

土地利用型農業を中心に、担い手への農地利用集積を促進する必要があることから、農業委員会によるあっせん・調整活動、農地保有合理化事業による農地の中間保有と再分配機能の活用など、従来の取組を引き続き行うほか、農業経営基盤強化促進法（一部改正）の施行を踏まえ、集落における土地利用調整等に関する合意形成、認定農業者への要活用農地の利用集積、農外からの企業の新規参入などを促進するとともに、有効性に問題がある事業については見直しを行う必要がある。

目標：人材の育成・確保

目標値：新規就農青年数の確保者数 12.0千人／年	実績値：12.1千人／年（推計値）	達成状況：100%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 達成状況は、100%（推計値：達成ランクA）となり、分野の施策全体として有効である。これは、農業への就業に関心を持つ人が増加してきたこと、「農林業をやってみよう」プログラムを踏まえ、新規就農者対策の充実と就業対策が浸透してきたこと、習熟度合いに応じた技術・経営研修、就農支援資金の貸付けなど就業形態や経営の発展段階に応じたきめ細かい対策を講じたことなどが主な要因と考えられる。</p> <p>(2) 認定農業者等を育成・確保していくためには、新たな担い手を確保するとともに、女性の認定農業者や集落営農のリーダーの育成、高齢者の経営・知識の活用等を推進することが必要であることから、深刻化する若年者の雇用問題や「団塊の世代」の問題等就農支援に対する新たなニーズの出現、若年労働人口の減少、女性の農業経営者としての位置づけが不明確等の問題など、多様化する就農ルートごとの課題に対応した支援等の体系的な整備を行う必要がある。</p>		

新規就農青年確保者数の目標と実績
(単位：人)



【政策分野の総合的な評価】

担い手の育成・確保については、達成状況が良好であることから、引き続き、現在の施策を実施する必要がある一方、担い手への農地利用集積については、達成状況が良好とは言えないことから、実績が低調な事業の見直しなど、より一層の取組が必要である。

また、人材の育成・確保については、達成状況は良好であるものの、安定的に達成されることが重要であることから、引き続き、取組の促進が必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/8_1.pdf
担当：経営局経営政策課 03-3501-3742

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

農地保有合理化促進事業

【政策手段の概要】

目的	食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に示された望ましい農業構造を実現するため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これら担い手に対する農地の利用集積を促進する。
内容	<p>1 一般タイプの事業 農用地等を取得（買入れ又は借入れ）し、当該農用地等を一定期間保有した後に担い手農家に再分配（売渡し又は貸付け）</p> <p>2 事業関連タイプの事業 農用地開発事業等と相まって、未墾地等を買い入れて事業に参加し、農用地として開発整備された後に規模拡大を志向する担い手農家等に売り渡す</p> <p>3 特別タイプの事業 担い手育成タイプ 離農農家や規模縮小農家等の農用地等を取得し、一定の要件を満たす認定農業者等に売り渡す又は一時貸付け（5年以内）した後に売り渡す 長期育成タイプ 離農農家や規模縮小農家等の農用地等を取得し、一定の要件を満たす認定農業者等に売り渡す又は一時貸付け（5年を超える10年以内）した後に売り渡す</p> <p>4 農地継承円滑化事業 農地保有合理化法人が保有する当面受け手のいない農地を有効活用しつつ良好な状態で維持・管理し担い手等に円滑に継承するため、緑肥作物の栽培等による管理耕作、特産農作物普及のための試験栽培、農業後継者、新規就農者のための実践研修用地としての活用、畦畔除去等の簡易な土地基盤整備を行う</p> <p>5 農業用機械・施設リース事業 農地保有合理化法人が買い入れ又は借り入れた農用地等の売渡し、貸付けと併せて、経営規模の拡大に伴い必要となる農業用機械・施設を認定農業者等に貸し付ける</p>
達成目標	担い手への農地利用集積面積1.7万ha/年

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業を実施することにより、政策分野の目標である認定農業者等の「担い手への農地利用集積の促進」による経営規模の拡大が図られ、この結果「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う、強靭な農業構造の確立に資する。

【事業のこれまでの具体的な成果】

平成16年度の担い手への農地利用集積の増加面積3.8万haに対して、本事業による担い手への農地利用集積面積は1.9万haとなっており、政策目標の達成に大きく寄与。

【政策手段の改善の方向】

平成17年に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用規程に位置づけられた担い手に対して農地の利用集積を促進するためには、農地保有合理化法人は農用地利用規程に基づく土地利用調整や集落営農の組織化に当たって課題となる、団地化された効率的な農地の集積や農地の出し手へのインセンティブの賦与など集落内のきめ細かいニーズへの対応が必要である。更なる効果が得られるよう農用地利用規程に定められた土地利用集積目標の実現に向け、本事業に誘導する調整方法について改善する必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

担い手に対して集団化・団地化した形での農地の利用集積が促進されるよう、事業の効果を踏まえた上で、有効性をさらに高める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/8_2.pdf
担当：経営局経営政策課 03-3501-3742

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

担い手農地情報活用集積促進事業

【政策手段の概要】

目的	食料・農業・農村基本法が目指す効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために、それらの農業経営に対する農地の利用集積を促進する。
内容	<p>1 市町村等事業（市町村、農地保有合理化法人等の公益法人、農業協同組合、土地改良区）</p> <p>(1) 担い手農地情報活用事業 農地情報をインターネット等で公開し、地域外から広範に農地の引受希望者を募集できる仕組みを構築</p> <p>(2) 担い手農地集積促進支援事業 認定農業者が経営規模拡大を行う場合、農用地利用改善団体等が行う活動に対して、農地集積促進費を交付</p> <p>(3) 担い手農地集積促進整備事業 農地の集団化形成に必要なほ場条件の簡易な整備</p> <p>2 全国農地保有合理化協会事業</p> <p>1の(1)の事業を推進するための、農地情報活用企画委員会の開催等を実施</p> <p>3 都道府県農業団体事業（都道府県農業会議）</p> <p>1の事業実施主体に対する助言等を実施</p> <p>4 都道府県事業</p> <p>1及び3の事業実施主体に対する指導等を実施</p>
達成目標	本事業による担い手への農地の利用集積面積 平成21年度までに11,750ha（2,350ha/年×5年）増加

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業を実施することにより、政策分野の目標である認定農業者等の「担い手への農地利用集積の促進」による経営規模の拡大が図られ、この結果「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う、強靭な農業構造の確立に資する。

【事業のこれまでの具体的成果】

【平成17年度の主な事業実績(速報値)】

市町村等事業

- (1) 担い手農地情報活用事業
・182市町村で実施され、利用集積面積は812ha
- (2) 担い手農地集積促進支援事業
・9市町村で実施され、集団化面積は70ha
- (3) 担い手農地集積促進整備事業
・13市町村で農地利用プランが作成され、利用集積面積は155ha
・その達成のために本事業を活用した市町村はなし

以上の結果、本事業により担い手に利用集積された面積は1,037ha、目標2,350haに対する達成率44%

【政策手段の改善の方向】

現状のままでは、有効性及び効率性に問題があり、抜本的な見直しが必要である。
しかし、特に土地利用型農業を中心に担い手への農地の利用集積を促進することは、担い手の育成・確保を図るために不可欠の施策となっていることから、本事業については、制度全般をより簡潔で分かりやすく利用しやすいものにすること、より広範な農地取引を可能とするため、インターネットによる農地情報の公開を推進すること、面的なまとまりのある形での農地の利用集積を促進すること、農地の取引促進のために必要なほ場条件の整備等を支援すること等の改善を行うことが必要である。

【政策評価総括組織の所見】

実績が低調なことから、面的なまとまりのある形での農地利用集積という目標は掲げつつ、事務手続きの簡素化など、有効性、効率性を抜本的に見直す必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/8_3.pdf
担当：経営局経営政策課 03-3501-3742

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

担い手への経営支援の条件整備

【政策分野全体の目指す姿】

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

担い手に対して、地域の特性に応じた新技術や当該技術に関する知識を効率的・効果的に普及指導することによって、高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営へ発展が図られる。

目標：効果的・効率的な普及事業の推進

目標値：a. 担い手の育成に係る普及指導センターの目標達成割合100% b. 技術の普及に係る普及指導センターの目標達成割合100%	実績値：a. 95.0% b. 95.2%	達成状況：95.0%	達成ランク：A	
要因の分析・改善の考え方		<p>(1) 達成状況は、両目標ともに95%（達成ランクA）となり、分野の施策全体として概ね有効である。 これは、全国の普及指導センターにおいて、地域の特性に応じた農業技術の普及を図ったこと、新技術の導入や地域農業のコーディネート等普及事業の重点化・高度化を推進したことなどが主な要因と考えられる。</p> <p>(2) 今後は、地域の実態に即した革新的技術・経営方式を普及し、担い手の育成・確保を更に推進するため、引き続き、革新的技術導入による経営発展を支援するとともに、集落営農の育成・発展に資する支援を実施する必要がある。 また、革新的技術と地域農業のコーディネート等については、地域の実情に即してきめ細かく普及・指導するため、普及指導員の資質向上や調査研究を支援する必要がある。</p>		

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

農協系統組織への国の指導・助言の強化によって、営農指導の強化、生産資材のコスト引き下げなど、農協系統組織の果たすべき役割の充実が図られ、担い手を中心とした農業者の経営発展が図られる。

目標：農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言

達成状況：分野の施策全体としては、効果があった。	
要因の分析・改善の考え方	(1) 目標は概ね達成されており、施策は有効である。 これは、農協系統組織において、 a. 組合員にメリットを還元する事業運営の推進 営農指導員の資質向上を目的とした統一的資格認証試験の導入の拡大(19県 22県)、 消費者へ産地直送するインターネットモール「JAタウン」の取組強化(出店店舗数58 70)、

	<p>「生産資材コスト低減チャレンジプラン」(全農)において、重点取組事項(安価な資材の提供等)を推進(11項目中8項目で取扱量が増加)、全農に対しては、業務改善命令を発出し、事業の検証・見直し等を内容とする改善計画を策定させ、実行するよう強力に指導</p> <p>b . 農協合併の促進及び組織運営体制整備</p> <p>全国の総合農協数は、887から865へと進展(38JAが合併に参加)、信連の農林中金への全部事業譲渡に伴う解散(3県信連)、連合会の権利義務包括承継の実施(1県信連、1経済連)、経営管理員会制度は31JAにおいて導入(新たに7JAで導入)、農協の役員に占める女性の割合は着実に増加(H12:0.58% H16:1.53%)</p> <p>c . 信用事業の健全性の確保</p> <p>早期は正措置の発動をすることなく、自己資本比率(H16:農協17.84%、信連16.10%、農林中金12.15%)を確保</p> <p>d . 共済事業の健全性の確保</p> <p>早期は正措置の発動をすることなく、支払余力比率811.3%(推計値)を確保等の取組を実施したことによるものである。</p> <p>(2) 担い手への経営支援を着実に実施していくためには、農家組合員に支持され、選択されるよう改革を進めていくことが不可欠であることから、引き続き、信用・共済事業の健全性の確保及び組織運営体制の整備を着実に実施していくとともに、業務改善命令に基づき全農が提出した改善計画の実施を強力に推進していく必要がある。</p>
--	---

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿(3)

災害によって農業の再生産が阻害されることを防止し、セーフティーネットとしての農業災害補償制度の適切な運用が図られることによって、担い手が被災した場合の経営の安定が図られる。

目標：被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

達成状況：分野の施策全体としては、効果があった。

要因の分析・改善の考え方	(1) 目標は概ね達成されており、施策は概ね有効である。
	全処理件数170件(対前年比77%)のうち167件(98%)について、標準処理期間内(30日)に処理し、共済金を早期に支払うことができた。 これは、適切かつ迅速な損害評価の実施及び早期支払体制の確立など制度の適切な運営について、農業共済団体等が一丸となった取組を行った結果によるものと考える。
	(2) 被災農家の経営安定を図るためには、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止し、セーフティーネットとしての適切な運用が図られることが必要であることから、今後、品目横断的政策の導入等を踏まえ、制度が望ましい農業構造の確立に資するため有効かどうかという点も考慮しつつ、一層適切な運用を推進する必要がある。

【政策分野の総合的な評価】

効果的・効率的な普及事業の推進については、目標に達しており、施策の効果も概ね良好であることから、引き続き推進する必要があるが、技術の定着が十分でないなどの課題もあり、普及指導員の資質向上等を図る必要がある。

また、農協系統組織の適切な運営に対する指導・助言については、信用事業並びに共済事業については健全性が確保されるとともに、農協合併の促進が図られているものの、低コスト農業資材の取扱量に伸び悩みがあるなど、一層の指導・助言の強化が必要である。

なお、農業災害補償制度の適切な運用については、一部において標準事務処理期間内に処理されていなかったものの概ね有効であるため、引き続き適切な運用に努める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/9_1.pdf

担当：経営局経営政策課 03-3501-3742

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

革新的農業技術習得研修委託事業

【政策手段の概要】

目的	新しい食料・農業・農村基本計画に即して生産現場のニーズに直結した新技術の生産現場への導入・普及の迅速化を図るため、公的試験研究機関等と組織的な連携を図りながら、先進的農業者等のニーズに対応した普及活動を行う普及指導員等に対し、試験研究機関等で得られた最新の高度先進的な革新的農業技術をいち早く習得させるとともに、普及現場における技術的課題解決のための調査研究能力の向上を図る。
内容	研修についての検討会の開催等 研修ニーズや普及現場における技術的課題を把握するための調査を実施するとともに、独立行政法人試験研究機関、大学、民間専門家、普及職員等を構成員とする研修検討会を設置し、普及職員に対し高度で先進的な革新的農業技術に関する知識や技術を習得させるための研修の内容や方法について検討。 最先端の農業技術等に関する研修 研修検討会の検討内容及び研修の全体計画等を踏まえ、独立行政法人試験研究機関の研究所等において、普及職員を対象に最新の高度先進的な革新的農業技術をいち早く習得させる高度先進技術研修を実施するとともに、普及現場における技術的課題解決に向けた調査研究能力を向上させるためのプロジェクト研修を実施。
達成目標	研修受講者の研修目標の達成度：100%（研修終了時又は年度末に、研修目標がどのくらい達成されたかをアンケート等の調査によって数値化し評価）

【政策分野の目標と政策手段の関連】

最先端の革新的農業技術に関する研修や技術課題解決のための調査研究を通じた研修を行うことにより、普及指導員の資質の向上が図られ、この結果、政策分野の目標である「効果的・効率的な普及事業の推進」に寄与する。

【事業のこれまでの具体的成果】

【成果目標に対する実績】																															
研修受講者の研修目標の達成度：69%（16年度）、72%（17年度）																															
研修受講者の研修目標例としては、環境保全型農業に関する先端技術・知識の習得、施設園芸における環境制御に関する研究状況、乳牛の飼料イネWCS給与に関する技術の習得、野菜病害の最新対策技術に関する情報収集及び集落型経営体育成手法と問題解決手法等の習得																															
平成15～17年度までの3カ年に、65課題の高度先進的な技術の研修を720名の普及職員に対し実施																															
研修課題は国の国政上の重要な課題の解決に即した研修																															
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>新技術の開発</td><td>5課題</td><td>11課題</td><td>17課題</td></tr><tr><td>環境保全</td><td>3課題</td><td>3課題</td><td>4課題</td></tr><tr><td>食の安全安心</td><td>2課題</td><td>2課題</td><td>2課題</td></tr><tr><td>自給率向上</td><td>2課題</td><td>1課題</td><td>2課題</td></tr><tr><td>経営体の育成</td><td></td><td>3課題</td><td>2課題</td></tr><tr><td>病害虫防除</td><td></td><td>1課題</td><td>5課題</td></tr></tbody></table>					15年度	16年度	17年度	新技術の開発	5課題	11課題	17課題	環境保全	3課題	3課題	4課題	食の安全安心	2課題	2課題	2課題	自給率向上	2課題	1課題	2課題	経営体の育成		3課題	2課題	病害虫防除		1課題	5課題
	15年度	16年度	17年度																												
新技術の開発	5課題	11課題	17課題																												
環境保全	3課題	3課題	4課題																												
食の安全安心	2課題	2課題	2課題																												
自給率向上	2課題	1課題	2課題																												
経営体の育成		3課題	2課題																												
病害虫防除		1課題	5課題																												

【政策手段の改善の方向】

意欲のある担い手農業者に対する革新的な技術・経営方式の導入等の支援をより効果的に行うためには、これまでの試験研究機関の研究室などの研修から普及現場での課題に対応した技術を実践的に習得させる研修を強化する必要がある。

また、高度化、かつ多様化する生産現場の技術ニーズに的確に対応するため、公募方式を導入し、これまでの独立行政法人の試験研究機関に加え、革新的な技術を有する大学等の研究成果も積極的に活用する必要がある。

さらに、研修効果の把握とフォローアップを行うため、産地での技術の活用事例・普及状況等を把握する必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

研修の成果が普及現場から先進的農業者等に着実に普及しているか、十分分析を行った上で、有効性の改善を行う必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/9_2.pdf
担当：経営局経営政策課 03-3501-3742

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

農地、農業用水等の整備・保全

【政策分野全体の目指す姿】

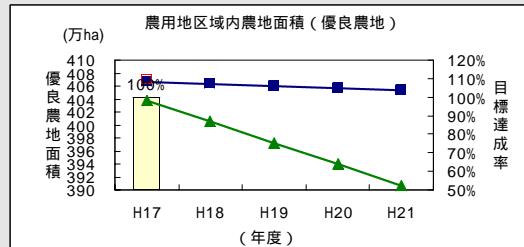
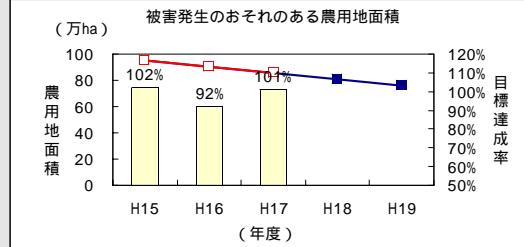
農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

農業の持続的発展を図るため、集団的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これら農地等における農業災害の発生を防止する。

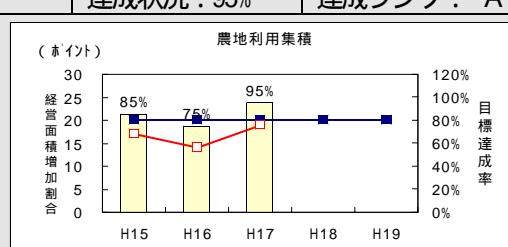
目標：優良農地の確保・保全

目標値	実績値	達成状況	達成ランク																																				
優良農地の減少傾向に歯止めをかける 407万ha（H17年度）	407万ha	% 100.5	A																																				
被害の発生するおそれのある農用地 86万haに減少（H17年度）	85.9万haに減少	% 101	A																																				
要因の分析・改善の考え方																																							
<p>(1)優良農地の減少傾向に歯止めはかかっているものの、編入基準を満たす農地の編入の遅れ、耕作放棄の発生防止・解消等が進まない等の傾向がみられる。また、被害の発生するおそれのある農用地は、緊急的かつ着実な防災対策の実施によって着実に減少している。</p> <p>(2)優良農地の減少傾向に歯止めをかけるため、県市町村担当者会議等を通じ、農振制度の一層適切な運用について助言するとともに、耕作放棄が増加している市町村に対し、適切な指導・助言等を行う必要がある。また、ハード整備・ソフト対策が一体となった防災対策により災害に強い地域の構築を図る必要がある。</p>			 <p>農地面積の推移グラフ。左Y軸は農地面積（万ha）で、右Y軸は目標達成率（%）で表示。H17からH21までのデータを示す。柱グラフ（農地面積）と折れ線グラフ（目標達成率）ともに減少傾向を示す。</p> <table border="1"> <caption>農地面積の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農地面積 (万ha)</th> <th>目標達成率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>407</td><td>100</td></tr> <tr><td>H18</td><td>406</td><td>100.5</td></tr> <tr><td>H19</td><td>404</td><td>100.5</td></tr> <tr><td>H20</td><td>402</td><td>100.5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>400</td><td>100.5</td></tr> </tbody> </table>  <p>被害発生農地面積の推移グラフ。左Y軸は農地面積（万ha）で、右Y軸は目標達成率（%）で表示。H15からH19までのデータを示す。柱グラフ（農地面積）と折れ線グラフ（目標達成率）ともに減少傾向を示す。</p> <table border="1"> <caption>被害発生農地面積の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農地面積 (万ha)</th> <th>目標達成率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H15</td><td>86</td><td>102%</td></tr> <tr><td>H16</td><td>82</td><td>92%</td></tr> <tr><td>H17</td><td>85</td><td>101%</td></tr> <tr><td>H18</td><td>84</td><td>98%</td></tr> <tr><td>H19</td><td>83</td><td>98%</td></tr> </tbody> </table>	年度	農地面積 (万ha)	目標達成率 (%)	H17	407	100	H18	406	100.5	H19	404	100.5	H20	402	100.5	H21	400	100.5	年度	農地面積 (万ha)	目標達成率 (%)	H15	86	102%	H16	82	92%	H17	85	101%	H18	84	98%	H19	83	98%
年度	農地面積 (万ha)	目標達成率 (%)																																					
H17	407	100																																					
H18	406	100.5																																					
H19	404	100.5																																					
H20	402	100.5																																					
H21	400	100.5																																					
年度	農地面積 (万ha)	目標達成率 (%)																																					
H15	86	102%																																					
H16	82	92%																																					
H17	85	101%																																					
H18	84	98%																																					
H19	83	98%																																					

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

望ましい農業構造を確立するため、農業生産基盤の整備を通じて、生産性の高い営農を行う意欲と能力のある経営体に、良好な営農条件を備えた農地の利用集積を進める。

目標：基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

目標値：20ポイント以上（各年度）	実績値：19ポイント	達成状況：95%	達成ランク：A																		
要因の分析・改善の考え方			 <p>農地利用集積の推移グラフ。左Y軸は経営面積増加割合（ポイント）で、右Y軸は目標達成率（%）で表示。H15からH19までのデータを示す。柱グラフ（農地利用集積）と折れ線グラフ（目標達成率）ともに増加傾向を示す。</p> <table border="1"> <caption>農地利用集積の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>経営面積増加割合 (ポイント)</th> <th>目標達成率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H15</td><td>85</td><td>85%</td></tr> <tr><td>H16</td><td>75</td><td>75%</td></tr> <tr><td>H17</td><td>95</td><td>95%</td></tr> <tr><td>H18</td><td>98</td><td>98%</td></tr> <tr><td>H19</td><td>98</td><td>98%</td></tr> </tbody> </table>	年度	経営面積増加割合 (ポイント)	目標達成率 (%)	H15	85	85%	H16	75	75%	H17	95	95%	H18	98	98%	H19	98	98%
年度	経営面積増加割合 (ポイント)	目標達成率 (%)																			
H15	85	85%																			
H16	75	75%																			
H17	95	95%																			
H18	98	98%																			
H19	98	98%																			

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（3）

農業用用排水施設の適切な保全管理や更新整備による有効活用等により、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。

目標：農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

目標値：9,488km (H17年度)	実績値：9,158km	達成状況：97%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方		<p>(1)農業用用排水施設の適切な管理や必要な更新等を通じて既存ストックの有効活用を図ること等により、目標を達成した。</p> <p>(2)今後とも施設の機能を的確に把握する機能診断や施設の長寿命化に資する予防保全対策等を行うとともに、更新適期における計画的・機動的な更新整備や適切な保全管理に取り組む必要がある。</p>	

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（4）

津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる。

目標：農地海岸の保全・海辺の再生

目標値	津波・高潮 2.74万haに減少 地 震 7,300haに減少 海辺の再生 47.5kmに増加 (3目標値ともすべてH17年度)	実績値	2.73万haに減少 7,200haに減少 47.6kmに増加	達成状況	101.3 % 111.1 104.6	達成ランク	A A A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)農地海岸については、津波・高潮災害が想定される地域等、海岸保全施設の整備の必要性が高いところを着実に整備した。また、海岸管理者が景観や生態系の保全等の観点から整備が必要と判断した地域において、優先的に養浜等による砂浜の再生を実施した。</p> <p>(2)今後は、ハード対策と併せてハザードマップ作成支援等のソフト対策を重点的に整備する必要がある。また、事業実施に当たっては、環境保全や景観形成に十分に考慮する必要がある。</p>						

【政策分野の総合的な評価】

平成17年度については全ての指標の達成状況が良好であったが、評価の過程で明らかになった諸課題の解決に向け必要な措置を講じるとともに、既存制度のより一層の適切な運用や限られた予算の重点化・効率化等を図りながら効果的な施策の推進に努める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/10_1.pdf
担当：農村振興局農村政策課 03-3591-8651



政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

国営農地再編整備事業

【政策手段の概要】

目的	生産性の向上及び地域農業の展開方向に即した農業構造の実現並びに農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化
内容	概ね400ha以上の農地等を対象に、区画整理及び開畠等の基幹事業と農業用排水施設の整備等の併せ行う事業を一体的に行う事業であり、以下の2タイプがある。 広範囲にわたる水田の大区画化等と担い手への農地利用集積を一体的に行う「一般型」 優良農地の保全や生産性の高い農業経営の定着を目指し、中山間地域の特色ある農業の展開を図るための基礎的条件の整備を行う「中山間地域型」
達成目標	農地の整備及び土地利用の整序化を通じた大規模な優良農地の確保・保全 事業を契機とした担い手への農地利用集積等による農業構造の改善 等

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業は、区画整理等の基盤整備の総合的な実施により、政策分野の目標である「優良農地の確保・保全」、「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」に寄与。また、区画整理等の面整備と併せて、用排水路等の整備の一体的・総合的な実施により、「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」の目標達成にも有効。

【事業のこれまでの具体的成果】

- 平成16年度までに全国で約16,300ha（うち中山間地域で約8,500ha）の農地を整備
- ほ場の大区画化・汎用化に併せて、用排水路や道路の整備を含めた総合的整備が行われた結果、各地区において担い手への農地の利用集積等による経営規模の拡大や、生産コスト低減などの効果が発現 等

【政策手段の改善の方向】

一般型については、国が全国的な視点から先導的かつモデル的に実施するという事業目的を概ね達成したものとして、平成11年度以降の新規地区の採択を中止し、以降は補助事業により同様の整備を継続して実施。事業効果をより一層高めるため、ソフト事業の活用や都道府県等関連機関との連携を更に図る必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

政府における公共事業のあり方についての見直しの方向に沿った対応が必要である。また、厳しい財政事情を踏まえ、コスト縮減の一層の推進など、効率性の改善が必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/10_2.pdf

担当：農村振興局農村政策課 03-3501-8651

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

都市との共生・対流等による農村の振興

【政策分野全体の目指す姿】

都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等によるむらづくりの推進等により、農村地域の振興を図る。

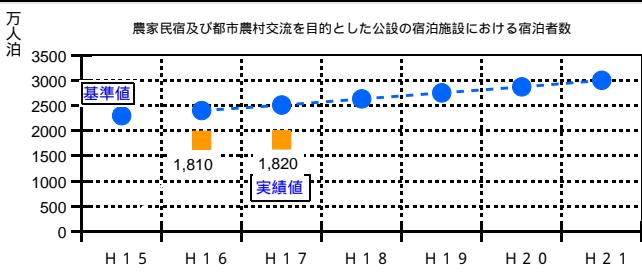
【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

広く国民がゆとりのある生活を享受できるようにするために、交流人口を増加させ都市との共生・対流を進めるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供するため、市民農園等を増加させ、都市農業の振興を図る。

目標：都市と農村の交流の促進、都市農業の振興

目標値	実績値	達成状況	達成ランク
都市農村交流 2,510万人泊（H17年度） 市民農園の区画数 12.7万区画（H17年度）	1,820万人泊（暫定値） 12.1万区画（暫定値）	9% 49% 89%	C C B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)都市農村交流については、受け入れ体制の充実や交流拠点施設の整備等を進めており、国内観光全体での宿泊旅行が縮小傾向にある中で農家民宿等への宿泊数が10万人泊増となったものの、目標は達成できなかった。</p> <p>また、市民農園整備に関しては、特定農地貸付法の改正（平成17年9月）による開設主体の拡大等を行ったものの、目標は達成できなかった。</p> <p>(2)都市農村交流については、情報発信の強化や、交流に係る人材の育成確保等に努めるとともに、「元気な地域づくり交付金」による交流拠点施設の整備等を推進する。なお、現在の目標値は実績値と算出方法が異なっているため、より適切なものへの見直しを検討する必要がある。</p> <p>また、市民農園整備については、開設対象となり得る者へのPR活動等を一層充実させる。</p>		

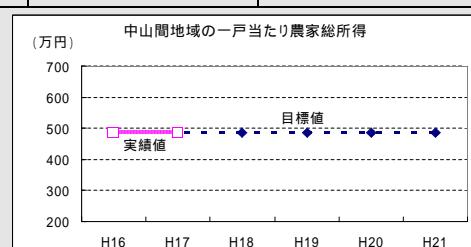


重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

中山間地域等において、農業者等の安定した所得の確保により、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等総合的な施策の推進による農村経済の活性化を図る。

目標：中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進

目標値：中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持 485万円	実績値：485万円（暫定値）	達成状況：100%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)農林業及び関連産業の振興、中山間地域等直接支払い等を行った結果、目標を達成した。</p> <p>(2)農業所得については、依然として全国値と大きな差があるため、引き続き農業生産基盤等の整備に対する支援を行うとともに、集落営農団体や認定農業者の生産体制の強化や鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。</p>		



重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（3）

棚田等を含む農村特有の良好な景観の形成を促進するとともに、都市部との格差が大きい汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施すること等により、景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現を図る。

目標：景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現

目標値	景観農業振興地域整備計画の策定数 - (H17年度)	実績値	達成状況	達成ランク
	生活排水の処理人口普及率 46.8% (H17年度)	45.0% (暫定値)	80.9%	-
	住民満足度100% (H17年度)	84.8%	76.9%	-
			84.8%	B
要因の分析・改善の考え方		<p>(1) 景観農業振興地域整備計画の策定について は、H17年度は目標を設定していないが、景観計画策定の進捗とともに、今後、景観農業振興地域整備計画の策定も進むものと考える。 また、農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率については、対象地域の人口が減少傾向にあることなどの理由により、進捗状況に遅れはあるものの、実質的には概ね順調に推移している。 さらに、事業実施地区における住民満足度については、概ね良好な結果が得られたが、「事業の実施や施設の維持管理に当たって（住民が）意見を言う機会や参加する機会があった」とする回答が41%に過ぎないなど、十分な住民参加という観点からの課題もある。</p> <p>(2) 景観農業振興地域整備計画の策定については、引き続き説明会等の開催による制度の周知を行うほか、策定の動きのある市町村等にワークショップを定期的に開催するなどの支援を行う。 また、農業集落排水事業の実施に当たっては、新たなコスト縮減工法の一層の導入やPFIの活用が図られるよう努めるなど一層の効率的な整備を推進する。 さらに、事業計画の策定にあたって、住民参加を一層促進し、地域住民の理解の向上に努める。</p>		

【政策分野の総合的な評価】

都市農村交流については、潜在的な需要を具体的な人の動きにつなげるための各種メディアを活用した情報発信の強化等が必要である。また、国内観光全体での宿泊旅行の縮小傾向など目標設定の前提とした事情の変化等にかんがみ、目標について所要の見直しをする必要がある。市民農園整備については、今後、開設主体の規制緩和等が市民農園の開設に結びつくよう、開設主体となりうる者への情報提供等を充実させることが必要である。

また、「景観に優れ、豊かで住みよい農村の実現」についても、景観法等の市民への定着・浸透を促進する活動のほか、より住民の意見やニーズを反映した生活環境整備等への一層の取組が必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/11_1.pdf

担当：農村振興局農村政策課 03-3591-8651

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズム、都市農業の振興

【政策手段の概要】

目的	都市と農山漁村の共生・対流の推進、地域の活性化を図る。
内容	地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点の整備、都市部における交流・ふれあい活動及び持続的な営農活動展開等に必要な簡易な基盤整備 等
達成目標	事業計画主体が、次の数値目標(原則として事業計画策定期から3年目の目標)を設定し、達成することを要件としている。 <ul style="list-style-type: none">・農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数の増加率・都市農山漁村交流施設等における滞在者数(宿泊者数を除く)の増加率・都市農地の利活用面積の増加

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、都市住民に魅力ある交流拠点の整備、都市部における交流・ふれあい活動等に必要な簡易な基盤整備等がなされ、政策分野の目標である「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」が図られる。

【事業のこれまでの具体的成果】

平成17年度に創設された事業で、全国155地区で実施しているところであるが、事業計画作成から原則3年後に目標を達成することとしており、現時点における成果目標に対する実績はない。

【政策手段の改善の方向】

地域の自主性、裁量によって、内発的な発展力を発揮させるという交付金本来の趣旨を踏まえつつ本施策の目的を達成するために、今後とも必要に応じて施策の検討・見直しをすることが重要である。

【政策評価総括組織の所見】

本事業は、地域振興施策として地域の自主性を発揮させることをねらいとしたもので、有効な手段と期待されるが、目標年度が到来した後、目標の達成状況について厳格な事後評価を行うなどの検証が必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/11_2.pdf

担当：農村振興局農村政策課 03-3501-8651

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

地域用水環境整備事業費補助

【政策手段の概要】

目的	地域用水を核とした農村の振興及び農業水利施設の多面的機能を発揮させる。
内容	農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に地域用水機能の維持・増進を図る親水・景観保全及び地域防災施設等の整備、文化財としての価値を有する歴史的土地区画整理事業の歴史的な価値に配慮した施設の補修等
達成目標	地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮・継承を図る。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に地域用水機能の維持・増進を図る親水・景観保全及び地域防災施設等の整備等がなされ、政策分野の目標である「景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現」が図られる。

【事業のこれまでの具体的成果】

平成17年度までに354地区が完了。平成13年度に完了した40地区に対するアンケート調査結果では、8割以上が施設整備に満足しており、景観の保全、水に親しむ機会の増加等の事業効果も発現している。

【政策手段の改善の方向】

本事業は、平成12年度に既存の4事業を整理・統合し、効率的な事業推進を図ってきたところであるが、今後の事業計画の策定に当たっては、より一層住民意見やニーズが反映されるよう、十分な合意形成を図っていくとともに、事業の実施段階においても事業実施や施設の維持管理に対する地域住民の理解の向上が図られるよう、今後導入が予定されている農地・水・農村環境の保全向上を図る施策との連携についても、検討を行う必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

政府における公共事業のあり方についての見直しの方向に沿った対応が必要である。また、生態系保全施設の整備実施地区では、実際に生態系が保全されているかなど地域の取組を通じて検証に努める必要がある。さらに、厳しい財政事情を踏まえ、コスト縮減の努力を一層推進するなど、効率性の改善が必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/11_3.pdf

担当：農村振興局農村政策課 03-3501-8651

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮

【政策分野全体の目指す姿】

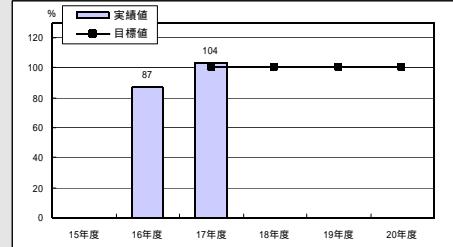
森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

国土の保全や水源のかん養といった森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO₂の吸収量3.9%の達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。

目標：重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

目標値：100%（H17年度）	実績値：104%（見込値）	達成状況：104% 達成ランク：A																					
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 間伐の推進に加え、重視すべき機能に応じて、多様で健全な森林づくりを進めることが必要であり、これらを実施するための条件整備が課題となっている。</p> <p>地球温暖化防止のための森林吸収源については、京都議定書における目標達成に向け、森林整備を一層推進することが重要である。</p> <p>(2) 「間伐等推進3力年対策」や「広葉樹林化促進対策」などに取り組むとともに、川上と川下を一体となって整備し、林業の再生を図る「新生産システム」の構築等を図り、間伐が適切に実施されずに放置されている森林の解消や長伐期施業、複層林施業への誘導等を計画的に進める。</p>	<p>(ア)水土保全機能、(イ)森林の多様性、(ウ)森林資源の循環利用の各指標の達成率の平均</p>  <table border="1"><caption>各指標の達成率の平均</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (%)</th><th>目標値 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>15年度</td><td>87</td><td>100</td></tr><tr><td>16年度</td><td>87</td><td>100</td></tr><tr><td>17年度</td><td>104</td><td>100</td></tr><tr><td>18年度</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>19年度</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>20年度</td><td>100</td><td>100</td></tr></tbody></table>	年度	実績値 (%)	目標値 (%)	15年度	87	100	16年度	87	100	17年度	104	100	18年度	100	100	19年度	100	100	20年度	100	100
年度	実績値 (%)	目標値 (%)																					
15年度	87	100																					
16年度	87	100																					
17年度	104	100																					
18年度	100	100																					
19年度	100	100																					
20年度	100	100																					

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。

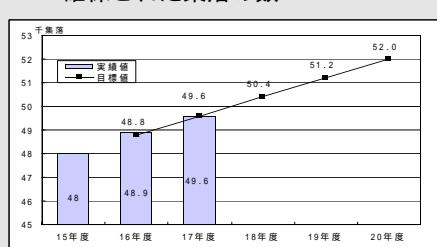
目標：国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

目標値：100%（H17年度）	実績値：90%	達成状況：90% 達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 違法伐採対策をはじめとした、持続可能な森林経営を推進するための取り組みを今後とも進めていくことが重要である。</p> <p>(2) 引き続き国際協調の下で、我が国の林業の健全な発展及び森林の整備・保全を進める必要がある。</p>	

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（3）

国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、緊急性の高い集落について保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。

目標：山地災害等の防止

目標値：49.6千集落（H17年度）	実績値：49.6千集落	達成状況：100% 達成ランク：A																					
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 平成17年においても台風や集中豪雨等により依然として山地災害が発生している状況にあり、流域特性等に応じたより効果的な治山対策を推進していくことが重要である。</p> <p>(2) 国有林と民有林を通じた総合的な流域保全対策や治山事業と砂防事業の連携による一体的かつ集中的な防災対策などにより、多様な防災対策を推進し国土の保全を図っていく必要がある。</p>	<p>周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数</p>  <table border="1"><caption>周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値 (千集落)</th><th>目標値 (千集落)</th></tr></thead><tbody><tr><td>15年度</td><td>48</td><td>49.6</td></tr><tr><td>16年度</td><td>48.9</td><td>49.6</td></tr><tr><td>17年度</td><td>49.6</td><td>49.6</td></tr><tr><td>18年度</td><td>50.4</td><td>50.4</td></tr><tr><td>19年度</td><td>51.2</td><td>51.2</td></tr><tr><td>20年度</td><td>52.0</td><td>52.0</td></tr></tbody></table>	年度	実績値 (千集落)	目標値 (千集落)	15年度	48	49.6	16年度	48.9	49.6	17年度	49.6	49.6	18年度	50.4	50.4	19年度	51.2	51.2	20年度	52.0	52.0
年度	実績値 (千集落)	目標値 (千集落)																					
15年度	48	49.6																					
16年度	48.9	49.6																					
17年度	49.6	49.6																					
18年度	50.4	50.4																					
19年度	51.2	51.2																					
20年度	52.0	52.0																					

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（4）

森林病害虫等による被害で最も深刻な松くい虫の被害を全国的に被害率1%未満の「微害」レベルにする。

目標：森林病害虫等の被害の防止

目標値：100%（H17年度）	実績値：67%（見込値）	達成状況：67%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 全体としては、松くい虫による被害量は減少傾向にあるものの、東北地方など寒冷な地域等において被害が拡大していること等から、地域の実情に応じた防除対策等を図っていくことが重要である。</p> <p>(2) 松くい虫被害の終息化を着実に推進するため、総合的かつ適確な防除及び現地の状況に応じた計画的な防除対策の確立が必要である。</p>		

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（5）

森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識をさらに高めるために、国民が自発的に森林づくりに参加できるよう、森林ボランティア団体を増加させる。

目標：国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

目標値：1,455団体（H17年度）	実績値：1451団体	達成状況：99.7%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 森林ボランティア団体の増加に加え、企業による社会貢献活動の一環として森林づくり活動を進めることが重要となっている。</p> <p>(2) 今後とも、引き続き森林ボランティア活動への支援、企業の森林づくり活動への参加等を推進していくことが重要である。</p>		

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（6）

森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る。

目標：山村地域の活性化

山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。

指標(1) 新規定住者、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年比 53%

指標(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数 17流域（見込値）

指標(3) 山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数 36万人（見込値）

達成状況：指標(1)の割合は、53%にとどまっているものの、指標(2)、指標(3)が進展していることから総合的には一定の有効性は認められると考える。

要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 山村地域での新規定住者数、地域物産等の販売額は低位であることから、新たな産業の創出や都市と山村の共生・対流を促進することによって、定住者を確保し山村地域の活性化を図ることが必要である。</p> <p>(2) 引き続き居住環境の整備や都市との交流基盤施設、地域の活動基盤施設等の整備を推進するとともに、新たなビジネス（森業・山業）の創出により、山村地域住民の所得向上を図ることや意欲的に先導的な取組を支援するなどの改善を図っていく。</p>
--------------	--

【政策分野の総合的な評価】

- 森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能の発揮を図るために、森林の整備の推進、森林の保全の確保等が重要である。
- このような中、地球温暖化防止のための森林吸収源については、現状程度の水準で森林整備量が推移した場合、確保できる吸収量は目標を大幅に下回ると見込まれているため、森林整備を一層推進することが重要である。
- また、山地災害等の防止についても、効果的な治山対策を推進していくことが重要であるとともに、効率的な松くい虫防除対策の実施、山村地域の活性化のための居住環境の整備等が重要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/12_1.pdf

担当：林野庁林政部企画課 （代表）03-3502-8111（内線6096、6097）
(直通) 03-3593-6115

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

森林計画推進委託費

【政策手段の概要】

目的	京都議定書目標達成計画に定められた我が国の森林吸收量の目標3.9%を達成するためには、1990年以降森林経営等が行われた森林の位置・面積及びその吸收量について、国が明確かつ具体的に定められた科学的検証が可能な手法で算定・報告し、条約に基づく審査を受ける必要がある。また、2006年(平成18年)8月末までには、気候変動枠組条約事務局に吸收量の算定を行う国内体制を報告することとなっていることから、その期間までにこれらの問題を解消し、我が国の森林吸收量の報告・検証体制を確立するものである。
内容	森林資源データの基礎となる森林簿等について、現地精査による統計学的な精度の検証等を行う。 保安林が、森林吸收源に位置づけられるよう、適切に保護・保全されていることを立証するための手法を開発する。 1990年以降適切な森林施業(森林経営)が行われた箇所の効果的把握手法の開発や1989年末における森林現況図の作成等を行う。
達成目標	平成17年度達成目標 ・都道府県が保有する森林資源データの精度検証箇所数：約3,100箇所(林班) ・国家森林資源データベースの整備 ・平成19年度末における保安林が全て森林吸收源として認められること ・1989年末森林現況図の整備：約38万km ²

【政策分野の目標と政策手段の関連】

政策分野「森林の適切な整備・保全による多面的機能の発揮」の目標達成等により、京都議定書における温室効果ガスの削減約束のうちの森林経営による二酸化炭素吸收量3.9%の達成を目指すこととしているが、本事業は、我が国の森林吸收量について国際的に認知されうるレベルで算定・報告・検証を行う体制を整備する役割を担い、森林吸收量3.9%の達成に貢献するものである。

【事業のこれまでの具体的成果】

平成15年度から17年度までの事業実施により、主に次のとおり森林吸收量報告・検証体制が整備された。

- 森林吸收源データ緊急整備事業
- ・森林簿等の精度検証(約3,100箇所(林班))
- ・国家森林資源データベースの整備
- 保安林管理情報緊急整備事業
- ・保安林の吸收源としての立証手法の確立
- 森林吸收源計測・活用体制整備強化事業
- ・1989年末森林現況図の作成・登録(約38万km²)
- ・森林吸收量算定手法の検討

【政策手段の改善の方向】

2004年(平成16年)12月に森林等の吸收源に関するガイドライン(LULUCF-GPG)が決定されたことにより、新たに土壤・落葉・落枝及び枯死木についての詳細な炭素量の把握が必要となった。また、平成15年度からのデータ収集・解析を通じて更に国家森林資源データベースの補強や更新が必要なことが判明した。

今後、森林整備に係る様々な施策の推進により、新たに算入対象となる森林の増加が見込まれるが、この増加率を把握する調査に対応していく必要がある。

これらのさらなる取組により、第1約束期間の森林吸收量算入を確実なものとし、3.9%の目標を達成する必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

森林等の吸收量は常に検証が求められ、また、新たな炭素量の報告が必要となったことから、本事業の有効性について引き続き検証を行い、改善に努める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/12_2.pdf
担当：林野庁企画課 03-3502-8111(内線6096、6097)

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

保安林整備管理事業

【政策手段の概要】

目的	保安林整備管理事業は、保安林制度の適切な運用を確保することにより、保安林を永続的に森林として保全し、保安林の指定目的に即した水源のかん養、災害の防備等の公益的機能の持続的発揮を図ることを目的としている。
内容	保安林の計画的な指定、立木の伐採・土地の形質の変更等の規制の適正な運用及び保安林の指定に伴う損失補償等を総合的に実施する。
達成目標	保安林制度により永続的に森林として維持されるべき面積が平成20年度末に1,216万ha(全国森林計画(H16~H30)に掲げる保安林として管理すべき面積の総数を元に算出)確保されること。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業は、公益的機能の発揮が特に必要な森林を保安林に指定するとともに、指定後の保安林における伐採・転用規制の適正な運用等保安林の適正な管理を確保するためのものである。

これらの措置により、保安林が永続的に森林として維持され、保安林の指定目的に即した公益的機能の十分な発揮が確保される。

したがって、本事業は、政策分野の目標「山地災害等の防止」に直接的に貢献するものである。

【事業のこれまでの具体的成果】

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積

(単位:万ha)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実績	905	920	1,019	1,133	(1,158)
目標	-	-	-	1,146	1,164

(注):()内の数字は見込値である。

【政策手段の改善の方向】

本事業の実施により、引き続き計画的な保安林の指定を行うとともに、保安林の質的向上を図り、その機能の持続的な発揮を確保していく必要がある。また、国土の保全、水源のかん養等の機能は、流域全体を保全することにより確保されるものであるため、保安林管理情報を体系的かつ効率的に整備するなどにより、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進する必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

保安林において、残土の処理、無許可伐採・開発等の違法行為などが発生しており、引き続き、これらに対する措置を検討する必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/12_3.pdf
担当:林野庁企画課 03-3502-8111(内線6096、6097)

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進

【政策分野全体の目指す姿】

林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

厳しい林業情勢の中でも効率的・安定的に林業を営むことができる林業経営体・事業体を将来（平成22年度）の素材生産量及び造林・保育面積の相当部分を担うことができる数に育成・確保する。

目標：望ましい林業構造の確立

目標値：2,600（H17年度）	実績値：2,500（推定値）	達成状況：50%	達成ランク：B												
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 望ましい林業構造の確立を図るためにには、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体・林業事業体の育成・確保に向け、林業の採算性の改善、事業量の確保等の取組を推進する必要がある。</p> <p>(2) 今後、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者、経営規模の拡大を目指す者等を対象として、林業生産活動に必要な経費の削減と事業量の確保、需用者ニーズに対応した素材の供給といった取組を推進していく必要がある。</p>	効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数	<table border="1"><caption>経営体・事業体数</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>12年度</td><td>2,400</td><td>2,400</td></tr><tr><td>17年度</td><td>2,500</td><td>2,600</td></tr><tr><td>22年度</td><td></td><td>2,800</td></tr></tbody></table>	年度	実績値	目標値	12年度	2,400	2,400	17年度	2,500	2,600	22年度		2,800
年度	実績値	目標値													
12年度	2,400	2,400													
17年度	2,500	2,600													
22年度		2,800													

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等）について広く国民の理解を得ることなどにより、地域材の利用を拡大する。

目標：木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

目標値：20,831千m ³ （H17年）	実績値：18,238千m ³ （見込値）	達成ランク：B																																	
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 地域材の供給・利用量は、大型製材工場の供給能力拡大、合板分野での利用拡大、国産材製品利用に対する企業や消費者の認識の拡大等から、平成15年以来3力年連続での増加が見込まれているものの、木材供給については、低コスト化、製品の品質向上、ロットの拡大等木材産業の構造改革、木材利用については、地球温暖化防止対策としての森林吸収源対策についての普及啓発を一層推進する等の取組が必要である。</p> <p>(2) 地域材の供給・利用量の拡大を推進するため、木材供給については、品質・性能の確かな木材製品を低コストで大量・安定的に供給する体制の構築等により</p>	地域材の供給・利用量	<table border="1"><caption>地域材の供給・利用量</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th><th>すう勢値</th></tr></thead><tbody><tr><td>12年</td><td>19,058 (19,055)</td><td>20,647</td><td>19,055</td></tr><tr><td>13年</td><td>18,218</td><td>20,383</td><td>17,690</td></tr><tr><td>14年</td><td>17,481</td><td>20,270</td><td>16,918</td></tr><tr><td>15年</td><td>16,836</td><td>20,307</td><td>16,963</td></tr><tr><td>16年</td><td>16,283</td><td>20,494</td><td>17,333</td></tr><tr><td>17年</td><td>15,822</td><td>20,831</td><td>18,288</td></tr><tr><td>22年</td><td>14,901</td><td>25,000</td><td></td></tr></tbody></table>	年度	実績値	目標値	すう勢値	12年	19,058 (19,055)	20,647	19,055	13年	18,218	20,383	17,690	14年	17,481	20,270	16,918	15年	16,836	20,307	16,963	16年	16,283	20,494	17,333	17年	15,822	20,831	18,288	22年	14,901	25,000	
年度	実績値	目標値	すう勢値																																
12年	19,058 (19,055)	20,647	19,055																																
13年	18,218	20,383	17,690																																
14年	17,481	20,270	16,918																																
15年	16,836	20,307	16,963																																
16年	16,283	20,494	17,333																																
17年	15,822	20,831	18,288																																
22年	14,901	25,000																																	

、木材産業の構造改革を一層推進するとともに、木材利用については、地域材利用の意義等についての国民への普及啓発等により、地域材の一層の実需拡大に取り組むこととする。

【政策分野の総合的な評価】

- ・ 林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図るためには、効率的かつ安定的に林業を営む林業経営体及び事業体が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することと、消費者のニーズに即した林産物が供給されるとともに、その消費が増進されることが不可欠である。
- ・ このような中、望ましい林業構造の確立については、林業経営体・林業事業体をさらに育成・確保していく必要がある。
- ・ また、地域材の供給・利用量については、更なる地域材の供給・利用の拡大を図ることが必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/13_1.pdf

担当：林野庁林政部企画課 (代表) 03-3502-8111 (内線6096、6097)
(直通) 03-3593-6115

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金
・木材産業の構造改革を推進する事業

【政策手段の概要】

目的	木材の需要動向に即応できる素材生産業の体質強化、品質・性能の明確な規格木材製品の供給体制の整備・普及を図るとともに、消費者の選択的な製品購入を促す観点から、消費者が求める製品情報を提供する取組を促進する対策を講じ、木材産業の構造改革を促進させる。
内容	<p>木材産業構造改革促進事業 設備廃棄に必要な撤去費用への助成、素材生産業の構造改革に係る指針の策定のための調査、消費者や事業者へのラベリングに関する普及活動を実施等。</p> <p>木材産業体質強化対策事業 木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化・合理化、ダイオキシン排出削減等を図るための施策整備に必要な借入金に対し利子助成を行うための資金造成を実施。</p> <p>木材供給高度化設備リース促進事業 製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が、最新鋭の機械設備をリースにより導入する場合、そのリース付加料の一部の助成を実施。</p>
達成目標	本施策は、交付金の支援対象となりにくい個別企業に対する支援措置等を講じることにより、品質・性能が明確で、低コストの製品を供給できる体制を構築する等木材産業の構造改革を進めるものである。 これにより、木材の需要動向に即応できる素材生産業の体質強化、品質・性能が明確な規格木材製品の供給体制の整備・普及を図るとともに、消費者が求める製品情報を提供する取組を促進する対策を講じ、政策目標としている木材利用量の達成を図る。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

森林・林業基本法に即して策定した「地域材利用の推進及び木材産業体制整備の基本方針」に即し、品質・性能が明確で、かつ、外材に対抗し得る低コストの製品を供給できる木材産業への構造改革を進めていくため本手段を実施する。これにより、多くの企業において製材工場等の体質強化、品質・性能の明確な規格木材製品の供給体制の整備等が図られるとともに、消費者が求める製品情報を提供する取組等が実施され、木材産業の構造改革が促進される。

【事業のこれまでの具体的成果】

木材産業構造改革促進事業
設備廃棄件数 3 件（平成 16 年度 2 件）
木材産業体質強化対策事業
利子助成事業による設備導入件数 12 件（平成 16 年度 19 件）
木材供給高度化設備リース促進事業
リース促進事業による最新鋭の機械設備の導入数 21 施設（平成 16 年度 19 施設）

【政策手段の改善の方向】

今後は、金利の上昇からニーズが高まると思われる利子助成の資金について、木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化等を図るための設備の導入のメニューに、協業化、合併、分業化、事業転換にかかる施設・設備の廃棄等のメニューを加え一本化することで、事業者が設備の導入と廃棄を一体的に取り組めるようにし、木材産業の体質改善をより一層促進する必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

木材産業構造改革促進事業の件数は低調であり、有効性の抜本的な改善と優先度の高い事業への重点化など効率性の改善が必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/13_2.pdf
担当：林野庁企画課 03-3502-8111（内線 6096、6097）

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

水産物の安定供給の確保

【政策分野全体の目指す姿】

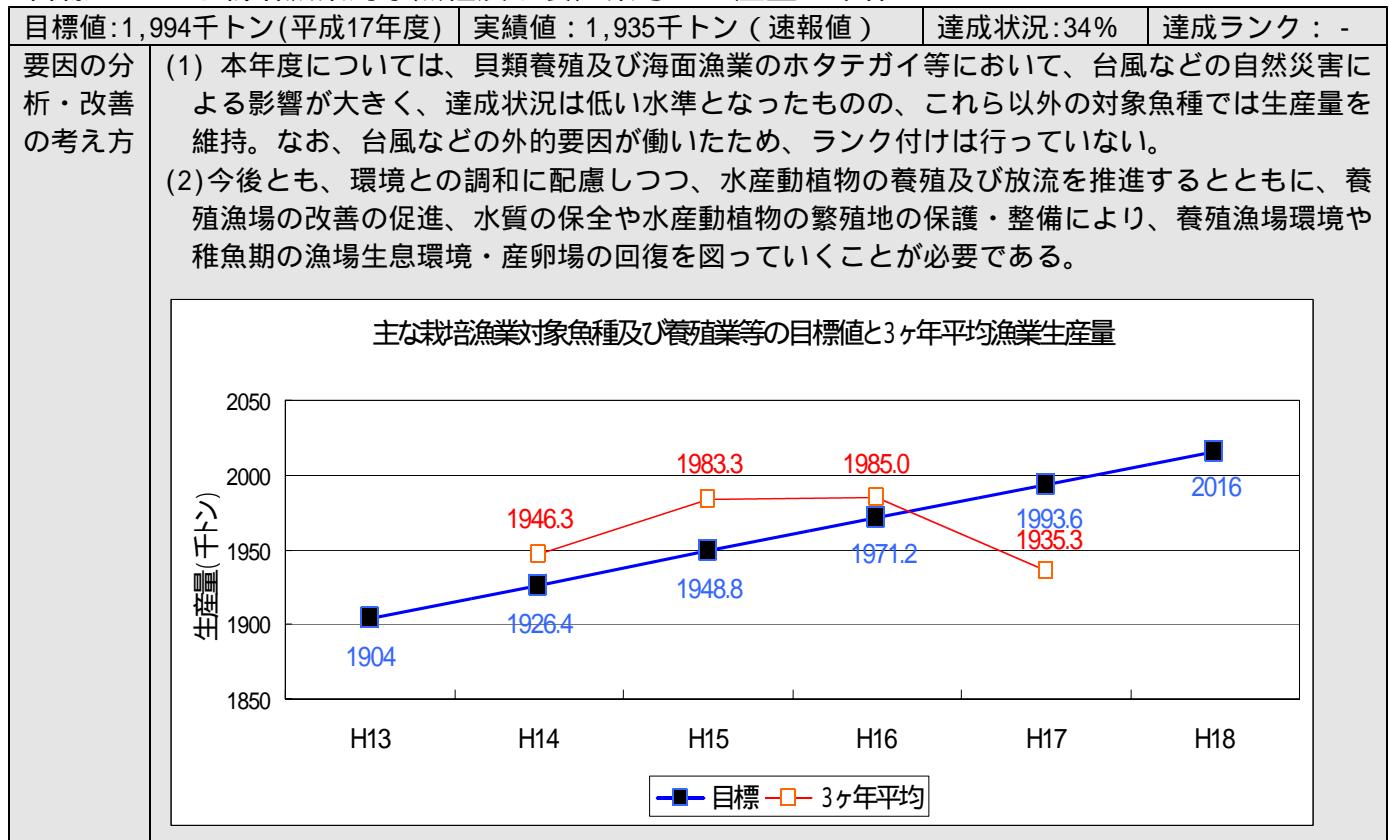
国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

水産基本計画に定められた自給率達成のため、消費者にとって関心の高い魚種のふ化・放流を国、地方及び漁業者の役割分担を明確にしつつ、積極的に行うとともに、計画的で環境と調和した養殖業を推進し、平成18年度には、関係漁業生産量2,016千トンを確保する。

目標：主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保



重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

資源回復計画の確実な実施を図るため、漁業者を始めとする関係者が行うべき具体的な実施計画が確実に実施されているかを検証する。

目標：資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）

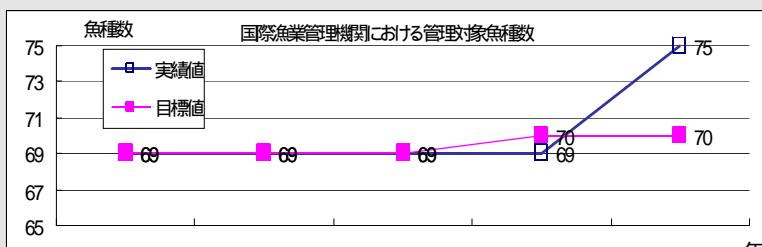
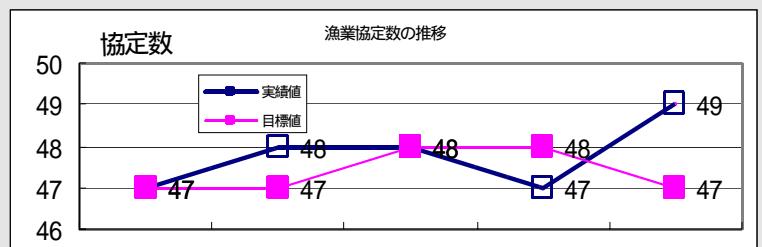
目標値:100%	実績値:67%	達成状況:67%	達成ランク:B
要因の分析・改善	(1) 都道府県が策定する資源回復計画において、関係漁業者の数が多く取りまとめて時間を要したこと等から、資源回復計画の公表から漁獲努力量削減実施計画の策定に至るまで半年以上要		

の考え方	したものが見られた。 (2) 今後、漁獲努力量削減実施計画の策定が速やかに行われるよう関係漁業者による漁業者協議会を数多く開催し、漁業者間における早期の合意形成の促進に努める。
------	---

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（3）

公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力してその管理を行っていることから、水産資源の持続的利用を図るため、地域漁業管理機関による資源管理措置の推進を図るとともに、関係国との漁業協定を通じ我が国漁業の漁場の維持及び開発を図る。

目標：国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大

目標値：70魚種、47協定	実績値：75魚種、49協定	達成状況：-	達成ランク：A																																				
<p>要因の分析・改善の考え方</p> <p>(1) 資源管理対象魚種については、地域漁業管理機関等における資源管理への取組への協力および関係国との協議を積極的に推進した結果、新たに5魚種追加され、また、漁業協定数については、中西部太平洋まぐろ類委員会への加盟等により2協定増加し、目標を達成。</p> <p>(2) 今後とも地域漁業管理機関等における資源管理の取組において強いリーダーシップを発揮するとともに、引き続き我が国漁業者の操業機会及び他国水域への入漁機会の確保を図るため、関係国との協議等を積極的に展開していく必要がある。</p>	 <table border="1"> <caption>魚種数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>69</td><td>69</td></tr> <tr><td>14</td><td>69</td><td>69</td></tr> <tr><td>15</td><td>69</td><td>69</td></tr> <tr><td>16</td><td>70</td><td>69</td></tr> <tr><td>17</td><td>70</td><td>75</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>協定数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>47</td><td>47</td></tr> <tr><td>14</td><td>47</td><td>48</td></tr> <tr><td>15</td><td>48</td><td>48</td></tr> <tr><td>16</td><td>48</td><td>47</td></tr> <tr><td>17</td><td>47</td><td>49</td></tr> </tbody> </table>	年	目標値	実績値	13	69	69	14	69	69	15	69	69	16	70	69	17	70	75	年	目標値	実績値	13	47	47	14	47	48	15	48	48	16	48	47	17	47	49		
年	目標値	実績値																																					
13	69	69																																					
14	69	69																																					
15	69	69																																					
16	70	69																																					
17	70	75																																					
年	目標値	実績値																																					
13	47	47																																					
14	47	48																																					
15	48	48																																					
16	48	47																																					
17	47	49																																					

【政策分野の総合的な評価】

- ・計画的生産については、都道府県等における「つくり育てる漁業」の推進等に関する支援措置を地域の自主性に委ねることとして税源移譲したことを踏まえ、国として、海域レベルでの種苗放流体制の構築等の各都道府県間の連携強化の取組に着手したところであり、このような取組については、今後より一層の充実を図る必要がある。
- ・水産資源の管理については、漁業者自身による漁獲努力量削減実施計画への取組が進んできているが、多魚種に対する包括的な資源回復計画の作成も推進する必要がある。
- ・国際的な資源管理の枠組み構築については、我が国及び関係国の努力により構築された管理体制の下、より一層の資源管理の推進を図ることが重要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/14_1.pdf

担当：水産庁漁政課 03-3502-8111 (内線7057)

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

水産物供給基盤整備事業費補助のうち漁港漁場機能高度化事業

【政策手段の概要】

目的	漁港・漁場の利用の増進又は多機能利用・機能増大を図る。
内容	漁港施設への藻場等の機能付加、防風・防暑施設等の設置、バリアフリー化やフィッシュリーナの整備等を行う。
達成目標	本事業に限った達成目標の設定はない。

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業は、漁港・漁場の利用の増進又は多機能利用・機能増大を図り、水産資源の保存管理及び持続的利用、ひいては政策分野「水産物の安定供給の確保」に寄与する補完的な事業である。

【事業のこれまでの具体的成果】

既に事業が完了した地区においては、防波堤の改良による港内の静穏度の向上や、着底基質の新設により魚介類の餌場等になる藻場を造成し資源の増大等成果を上げている。

【政策手段の改善の方向】

本事業は漁港漁場施設等の機能をより十分に発揮させる補完的整備を行うものであるが、既存の漁港・漁場を利用する漁民等の施設に対するニーズによりきめ細かく対応するため、更に国の関与を縮小し、事業の進捗に応じて弾力的に地域間で国費の充当率の調整が行えるような事業への移行を検討する。

【政策評価総括組織の所見】

政府における公共事業のあり方についての見直しの方向に沿った対応が必要である。また、地方の自主性を一層拡大する観点から、効率性の高い仕組みへの転換について検討を行う必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/14_2.pdf

担当：水産庁漁政課 03-3502-8111 (内線7057)

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

資源回復等推進支援事業費補助金

【政策手段の概要】

目的	我が国周辺水域における水産資源の回復及び漁業生産による安定供給等のため、漁業者等が資源回復等を推進することに対し支援する。
内容	資源回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画に沿って当該年度の漁獲努力量の削減を確実に実施するため、減船・休漁等を実施する漁業者に対して、不要漁船の減船経費、休漁期間中の経営維持経費等を交付する。
達成目標	資源回復計画等に基づく当該年度の漁獲努力量削減実施計画達成率 100%

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、減船・休漁等による減収等の影響が緩和され、漁獲努力量削減実施計画が達成されることとなり、政策分野の目標である「資源回復計画の着実な実施」が図られる。

【事業のこれまでの具体的成果】

平成17年度においては、減船3隻（2計画）漁具改良等112隻（6計画）休漁漁船活用716隻（4計画）休漁推進110隻（3計画）に対し、本事業による支援を実施し、漁獲努力量削減実施計画（全15計画）が100%達成された。

【政策手段の改善の方向】

本事業については、現在の資源回復計画の内容と資源への効果を検証し、現在見直し中である水産基本計画の検討状況を踏まえつつ、適切な支援・制度のあり方を検討し、より効果のある資源回復計画についていく必要がある。

【政策評価総括組織の所見】

本事業が、資源回復や経営改善・安定に一層寄与するものとなるよう、減船、漁具改良等の類型ごとに有効性を検証するとともに、より効果の高いものへ支援を重点化するなど効率性の検証が必要である。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/14_3.pdf

担当：水産庁漁政課 03-3502-8111（内線7057）

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

水産業の健全な発展

【政策分野全体の目指す姿】

国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

厳しい漁業経営を反映し、就業者が減少傾向を示している現状に歯止めをかける観点から、担い手対策の重点的な課題として、新規就業者の確保を図る。

目標：新規就業者数の確保

目標値：1,500人	実績値：1,256人	達成状況：84%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)体験乗船や漁業就業・スキルアップのための講習会、漁業者の育成を図るための支援等を実施した結果、概ね目標を達成。</p> <p>(2)平成18年度からは、これまでの対策に加え、都市部の若者を主な対象とした漁業現場での6か月間の長期研修を実施。また、学生やサラリーマン等が漁業を就職・転職先に選択し、円滑に就業できる仕組みを構築していく必要がある。</p>		

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（2）

国民の需要に即した事業活動が行われ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体の育成を図る必要があることから、平成18年度までに、漁業経営改善制度による漁業経営改善計画の認定者数375経営体を目指す。

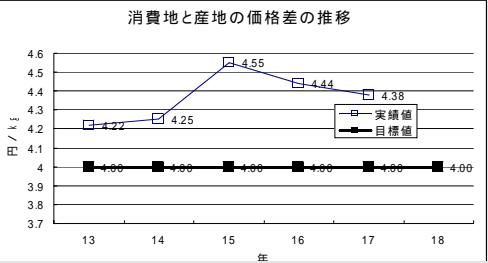
目標：漁業経営改善計画の認定者数の確保

目標値：累計298経営体(平成17年度)	実績値：累計218経営体	達成状況：73%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)概ね目標を達成しているものの、資源悪化や魚価安に歯止めがかからない上に、燃油価格の高騰が漁業経営を更に圧迫しており、付加生産額を向上させるという本計画を立てることができないため、認定の伸びが漸増に留まっている。</p> <p>(2)「効率的かつ安定的な漁業経営」の育成が重要であり、改善計画の着実な実行を強力にサポートする中小漁業経営支援事業を多数の漁業者団体等で展開する。</p>		

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（3）

漁業者は、再生産が可能となる魚価を望み、消費者は、新鮮かつ安価な魚を望んでおり、この相反する課題に対応するため、中間コストを削減するなどにより、産地と消費地の価格差の縮減を図る。

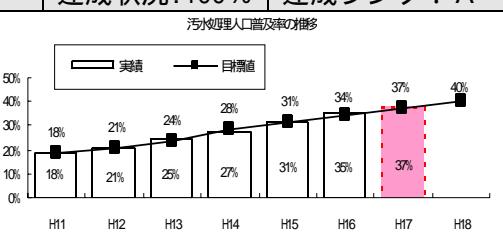
目標：消費地と産地の価格差の縮減

目標値：4.00倍以内	実績値：4.38倍（暫定値）	達成状況：-	達成ランク：C
要因の分析・改善の考え方	(1)産地市場の規模が小さく、取扱商品が質・量ともに不安定であり、需要者の要求に応えられないことが流通マージンを縮減できない構造的要因となっており、目標が達成できていない。 (2)産地市場の統合を計画的に推進する必要があり、関係者の合意形成のための取組への支援を重点的に実施する必要がある。		

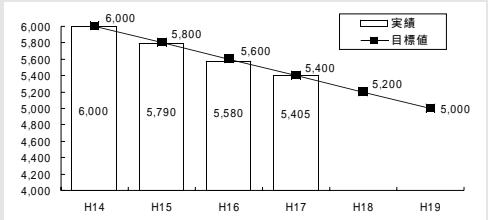
重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（4）

条件不利地に立地する漁村の生活環境の改善を図るため、平成18年度までに汚水処理人口普及率を小都市並の40%とするとともに、高潮等の自然災害からの防災機能を高めるため、平成19年度までに安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減することにより、漁業の生産基盤でもある漁村の振興を図る。

目標：汚水処理人口普及率

目標値：37%	実績値：37%（推計値）	達成状況：100%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	(1)目標を達成したが、都道府県別の汚水処理人口普及率で見た場合には格差が存在。 (2)普及率の低い都道府県については、関係地方公共団体と連携の下、普及啓発を行うとともに、全体として、目標達成に向けて引き続き事業の推進を図っていく必要がある。		

目標：津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

目標値：5.4千haに削減	実績値：5.405千ha	達成状況：99%	達成ランク：A
要因の分析・改善の考え方	(1)津波・高潮等の災害のおそれが多い堤防等の海岸保全施設の整備を優先的に実施した結果、目標を達成。 (2)引き続き、緊急性の高い地域から優先的に整備を実施。		

【政策分野の総合的な評価】

- ・担い手確保については、新たな研修事業を立ち上げたところであり、今後事業の効率的な実施や漁村の意識改革等により、目標の達成に向けて努力する必要がある。
- ・漁業経営の育成については、平成17年度から新たな事業を立ち上げたところであり、今後効率的な実施を図ることによって、効果が発揮されるよう努める必要がある。
- ・国際競争力を有する経営体育成の問題については、水産基本計画の見直しの結果を踏まえて対応する必要がある。
- ・適正な魚価の確保については、水産物流通を担う産地市場の構造改革を適切に進めることが重要である。
- ・漁村の生活環境等の確保については、順調に目標を達成しており、引き続き事業の推進を図る。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/15_1.pdf

担当：水産庁漁政課 03-3502-8111（内線7057）

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業

【政策手段の概要】

目的	国産水産物を利用した魅力的なビジネスモデルの確立を図る。
内容	水産業協同組合等が、食品産業や小売業との連携により行う、新製品開発や最適な出荷ルートの構築等の取組に対して支援を行う。
達成目標	新たな需要創出による水産物の品目数 15品目（目標年度：平成19年度）

【政策分野の目標と政策手段の関連】

本事業により、国産水産物を利用した魅力的なビジネスモデルが確立され、政策分野の目標である「消費地と産地における水産物の価格差の縮減」に寄与する。

【事業のこれまでの具体的成果】

未だ確立された成果はないが、平成17年度においては、消費者ニーズの把握、新製品の開発及び供給試験、効率的な流通の確立に向けた実証試験等の取組、水産業協同組合等による先進的な流通事例、水産分野におけるビジネスモデル特許等の調査を行った。

【政策手段の改善の方向】

水産物流通の構造改革が緊急かつ不可欠な状況であることを踏まえ、これまでの取組に加え、産地市場の統廃合や買受人の新規参入等の水産物流通構造改革を促進するため事業内容の見直しを行う。

【政策評価総括組織の所見】

消費地と産地の価格差の縮減は十分に進んでいない状況にあることから、流通マージンの削減も含めた水産流通のあり方についての抜本的な施策の改善が必要となっている。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/15_2.pdf

担当：水産庁漁政課 03-3502-8111（内線7057）

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

食料・農業・農村に関する国際協力の推進

【政策分野全体の目指す姿】

食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献する。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

飢餓・貧困の削減や地球環境保全及び国際農業交渉等の円滑化等に貢献することを目的として、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する。

目標：飢餓・貧困の削減への貢献

目標値：100%（各年度）	実績値：80%	達成状況：80%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)結果は概ね良好であり、事業成果が飢餓・貧困の削減へ貢献すると評価された。</p> <p>(2)ODA（政府開発援助）をより効果的・効率的に活用するために、我が国の得意分野を対象とした技術支援といった視点も重ねつつ、重点的に取り組むべき課題を検討していく必要がある。さらに、JICA（独）国際協力機構）やJBIC（国際協力銀行）との連携を強化することにより事業成果の有効活用を推進する必要がある。</p>		

目標：地球環境保全への貢献

目標値：100%（各年度）	実績値：80%	達成状況：80%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)結果は概ね良好であり、事業成果が地球環境の保全へ貢献すると評価された。</p> <p>(2)地球規模の環境問題については、我が国へも影響を及ぼすこと等から重要な課題となっており、今後も重点的に取り組む必要がある。さらに、同様の問題を抱える他の地域にも普及・展開されるよう相手国政府等に積極的に呼びかけるとともに助言等を行う必要がある。</p>		

目標：我が国の農業政策への理解の促進

目標値：100%（各年度）	実績値：78%	達成状況：78%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)結果は概ね良好であり、事業成果が我が国の農業政策への理解が深まったと評価された。</p> <p>(2)近年、WTO、EPA交渉等の国際交渉において、我が国の立場を反映した合意形成を目指す中でODAを戦略的に活用することが重要であり、これに資する事業への重点化を図る。</p>		

目標：突発的・大規模な問題への適切な対応

目標値：100%（各年度）	実績値：83%	達成状況：83%	達成ランク：B
要因の分析・改善の考え方	<p>(1)結果は概ね良好であり、事業成果が突破的・大規模な問題への適切な対応に貢献すると評価された。</p> <p>(2)自然災害等の突発的・大規模な問題は、発生した開発途上国のみならず、我が国を含めた食料安全保障等にも甚大な影響を及ぼす恐れがあるため、今後も積極的に取り組む必要がある。</p>		

【政策分野の総合的な評価】

事業効果をより大きくする観点から、我が国が比較優位性を有する分野や食料安全保障と環境問題・水問題の同時解決を目指す分野等への取組を一層強めていくことが必要である。

また、近年、WTO、EPA交渉等の国際交渉において、開発途上国が重要なプレーヤーとなってきていることから、我が国の立場を反映した合意形成を目指す中で、国際交渉全体の牽引・加速に資する協力として協力ニーズの高い分野への対応強化等に重点化を図る等ODAを戦略的に活用することも必要である。

評価書の詳細

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/16.pdf>
担当：大臣官房国際部国際協力課 03-3501-8083

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

農林水産物・食品の輸出の促進

【政策分野全体の目指す姿】

農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（1）

目標：

目標値：平成21年 6,000億円	実績値：平成17年 3,310億円	達成状況： %	達成ランク：
要因の分析・改善の考え方	<p>(1) 平成17年の農林水産物等の輸出実績は、前年比+12.1%増加。品目別では、水産物が+19.9%と大幅に増加した。その他、台湾向け輸出が好調なりんご、香港向け輸出が好調ななし等も、前年より輸出が大きく伸びている。</p> <p>国別では、農林水産物全体で、香港が最も多くなるなど、アジア向け輸出が好調である。</p> <p>アジア諸国の経済成長や世界各地の日本食ブームを受け、輸出志向の産地・企業が増加していることが背景となっており、また、展示・商談会の開催や海外常設店舗の設置、輸出先国の貿易制度や市場動向等の海外貿易情報の調査等の取組みも輸出増加の一因となっていると考えられる。</p> <p>(2) 輸出志向のある生産者の多くは、その活動が零細であり、加えて輸出の経験・知識が乏しいことから、単独で販路の創出や拡大、貿易情報の収集を行うことは極めて困難である。</p> <p>一方、一部の品目については、輸出への取組が試行段階から本格的なビジネスへと移行しつつあり、こうした取組を後押しする環境の整備も求められている。</p> <p>このため、今後も国が輸出志向のある生産者等に対する海外の貿易情報の提供、販路創出・拡大のための輸出機会の提供等輸出環境の整備、日本産農林水産物等の海外でのPR活動等の推進により、輸出実績の増加傾向を継続させる必要がある。</p> <p>また、輸出先の検疫制度などの輸出阻害要因の是正については、今後も各国に対する働きかけを継続する必要がある。その他の阻害要因についても、相手国の制度等に関する情報収集、輸出事業者等の相談への迅速な対応等により、輸出を促進する環境整備に努めていく必要がある。</p>		

【政策分野の総合的な評価】

平成17年は、政策目標である輸出拡大目標の設定期間の初年であった。輸出額の伸び率が12.1%と達成状況は概ね良好であったものの、水産物輸出の伸長に支えられたことが大きい。今後、農林水産物も含め輸出実績を安定的に拡大させていくためには、アジアのみならず欧米にも目を向ける生産者等の増加を踏まえつつ、国別・地域別の特徴に沿った情報や販路拡大の機会の提供等を通じ、輸出促進のための環境整備を継続していく必要がある。

評価書の詳細

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/17.pdf>

担当：大臣官房国際部貿易関税課 03-3502-3408

政策手段別評価結果書の要旨

【政策手段名】

バイオマス生活創造構想事業

【政策手段の概要】

目的	「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づきバイオマスの利活用を推進するため、本事業は普及が進んでいないバイオマスプラスチックの製造コストの低減を図り、認知度を向上させることで、計画的にバイオマスプラスチックを国内に浸透させ、生活を取り巻くさまざまな製品への利用を図る。 (注)バイオマスプラスチック とうもろこしや木くずなどのバイオマスからできたプラスチックをいい、代表的なものにポリ乳酸、でん粉樹脂などがある。
内容	モデル事業の枠組みの中で技術実証等の目標を設け、3カ年（平成16～18年度）にわたり計画的に以下の取組を実施する。 1 バイオマスプラスチック（ポリ乳酸）の生産効率向上 バイオマスプラスチックの製造コストの低減に向けた技術開発 で開発した技術の実用化を目指した実証施設の整備 2 バイオマスプラスチックの認知度の向上 バイオマスプラスチックの製造コスト分析、市場規模算定、バイオマスの表示についての検討、パンフレット作成・配布などを実施。（全国レベルの普及）。 地域において農業資材、食器やゴミ袋等のバイオマスプラスチック製品を導入する際の支援を実施（地域レベルの普及）。
達成目標	1 バイオマスプラスチックの生産効率向上（生産効率 1.3（18年度／15年度）） 2 バイオマスプラスチックの認知度の向上（平成18年度：認知度50%）

【政策分野の目標と政策手段の関連】

- 1 上位目標として、バイオマス・ニッポン総合戦略に位置付けられている（技術的観点からの目標として「バイオマス由来のプラスチックの原料価格を200円/kg程度」などを設定）。
- 2 従前のバイオマス・ニッポン総合戦略に基づく農林水産省の取組について、総合評価「農林水産省におけるバイオマス利活用の推進状況の検証」を実施（平成18年3月29日公表）。

【事業のこれまでの具体的成果】

1 バイオマスプラスチックの生産効率	平成17年度成果目標：1.2	実績：1.3
2 バイオマスプラスチックの認知度	平成17年度成果目標：40%	実績：35%

【政策手段の改善の方向】

- 1 バイオマスプラスチックの生産効率向上に係る技術開発は実験室レベルでは一定の成果を得ていることから、これを十分に踏まえて、より生産効率の高いバイオマスプラスチック製造実証施設を効率的に整備する。
- 2 バイオマスプラスチックについての認知が向上するためには、特に認知の低い20～30代、男女別には女性の階層の向上を図る必要があるため、大規模小売店舗やライブコンサートなどの若者向けイベント等での普及を充実する。
- 3 バイオマス・ニッポン総合戦略における目標に向け、バイオマスプラスチック価格を更に引き下げるよう、今後ともバイオマスプラスチックの需要喚起のための普及や製造コスト低減に向けた技術開発を一層推進するとともに、使用済みバイオマスプラスチックのリサイクルについても検討を進める。

【政策評価総括組織の所見】

生産効率向上に係る技術開発については、実験段階での効果は得られたものの、実証レベルでの効果発現に向けて有効性を改善すべきである。
また、18年度で本事業が終了することから、今後は、本事業の成果を活用した取組を推進すべきである。

評価書の詳細

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/18.pdf>
担当：大臣官房環境政策課 03-3502-8466